

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	1
○ 自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第七十三号）（第三条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第四条関係）	1
○ 航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）（第五条関係）	1
○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（第六条関係）	1
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第七条関係）	1
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第八条関係）	1
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第九条関係）	1
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第十条関係）	1
○ 防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）（第十一条関係）	1
○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十二条関係）	1
○ 防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）（第十三条関係）	1
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第十四条関係）	1
○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第十五条関係）	1
○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（第十六条関係）	1
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十七条関係）	1
○ 幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第九十一号）（第十八条関係）	1
○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（第十九条関係）	1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款 大臣官房及び局（第二条―第九条）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十条―第十条の四）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第十一条―第十七条）</p> <p>第二目 防衛政策局（第十八条―第二十五条）</p> <p>第三目 整備計画局（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第四目 人事教育局（第三十三条―第三十九条）</p> <p>第五目 地方協力局（第四十条―第五十条）</p> <p>第三節 審議会等（第五十一条）</p> <p>第四節 施設等機関（第五十二条）</p> <p>第五節 特別の機関</p> <p>第一款 幕僚監部</p> <p>第一目 統合幕僚監部（第五十三条―第七十四条）</p> <p>第二目 陸上幕僚監部（第七十五条―第一百五十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房及び局（第二条―第九条の二）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（第十条―第十条の四）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（第十一条―第十四条の二）</p> <p>第二款 防衛政策局（第十五条―第二十条）</p> <p>第三款 運用企画局（第二十一条―第二十四条の二）</p> <p>第四款 人事教育局（第二十五条―第二十九条の三）</p> <p>第五款 経理装備局（第三十条―第四十二条）</p> <p>第六款 地方協力局（第四十二条の二―第四十二条の十二）</p> <p>第三章 審議会等（第四十三条―第四十三条の三）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十四条）</p> <p>第五章 特別の機関</p> <p>第一節 幕僚監部</p> <p>第一款 統合幕僚監部（第四十五条―第六十四条）</p> <p>第二款 陸上幕僚監部（第六十五条―第九十七条の二）</p>

第三目 海上幕僚監部（第百六条—第百三十四条）

第四目 航空幕僚監部（第百三十五条—第百六十一条）

第二款 防衛監察本部（第百六十二条—第百六十五条）

第六節 地方支分部局（第百六十六条—第百六十九条）

第二章 防衛装備庁

第一節 特別な職（第百七十条）

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等（第百七十一条—第百七十九条）

第二款 課の設置等

第一目 長官官房（第百八十条—第百八十六条）

第二目 装備政策部（第百八十七条—第百九十条）

第三目 プロジェクト管理部（第百九十一条—第百九十五条）

第四目 技術戦略部（第百九十六条—第百九十九条）

第五目 調達管理部（第百条—第百二条）

第六目 調達事業部（第百四条—第百十一条）

第三節 審議会等（第百十二条）

第四節 施設等機関（第百十三条—第百二十二条）

第三章 補則（第百二十三—第百二十五条）

附則

第一章 本省

第三款 海上幕僚監部（第九十八条—第百二十九条）

第四款 航空幕僚監部（第百三十条—第百五十五条の五）

第二節 技術研究本部（第百五十六条—第百八十二条）

第三節 装備施設本部（第百八十三条—第百六条）

第四節 防衛監察本部（第百七条—第百十条）

第六章 地方支分部局（第百十一条—第百十四条）

第七章 補則（第百十五—第百十七条）

附則

第一章 秘書官

第一節 秘書官

(秘書官の定数)

第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局

(大臣官房及び局の設置)

第二条 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。

防衛政策局

整備計画局

人事教育局

地方協力局

第三条及び第四条 削除

(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 防衛省の所掌事務に関する総合調整(法第八条第七号に規定する総合調整を含む。第十三条第六号において同じ。)に関すること。

(新設)

(秘書官の定数)

第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二章 内部部局

第一節 大臣官房及び局

(大臣官房及び局の設置)

第二条 防衛省に、大臣官房及び次の五局を置く。

防衛政策局

運用企画局

人事教育局

経理装備局

地方協力局

第三条及び第四条 削除

(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

十二 防衛省の機構及び定員に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

十三～十七 （略）

十八 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十九 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（第十六条第二号、第六十六条第二項及び第二章において「装備品等」という。）の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。

二十 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

二十一 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。

二十二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。

二十三 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所管に係るもの基本に関すること。

二十四 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

二十五 庁内の管理に関すること。

二十六～二十八 （略）

二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

三十 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令

十一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

十二 防衛省の機構及び定員に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

十三～十七 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十八～二十 （略）

（新設）

（新設）

第二百五号) 第一条に規定する特別調達資金をいう。第十五条第八号において同じ。) の経理に関する事。

三十一～三十四 (略)

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の基本及び調整に関する事。
- 二 自衛隊の行動の基本に関する事(整備計画局の所掌に属するものを除く。)

三 前二号並びに次条第一号及び第三号(指揮通信の基本に係る部分に限る。)に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関する事。

四 防衛及び警備に関する秘密の保全に関する事。

五 自衛隊の部隊訓練の基本に関する事。

六 防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関する事並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関する事。

七～九 (略)

(整備計画局の所掌事務)

第七条 整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事。
- 二 防衛省の情報システムの整備及び管理に関する事。

二十一～二十四 (略)

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の基本及び調整に関する事。
- 二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事。

三 前二号並びに次条第一号及び第四号(指揮通信の基本に係る部分に限る。)に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関する事。

四 防衛及び警備に関する秘密の保全に関する事。

(新設)

五 防衛研究所が行う第四十四条第二項に規定する調査研究に関する事並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関する事。

六～八 (略)

(運用企画局の所掌事務)

第七条 運用企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の行動の基本に関する事。
- 二 自衛隊の部隊訓練の基本に関する事。
- 三 防衛省の情報システムの整備及び管理に関する事。

- 三 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。
- 四 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。
- 五 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。
- 六 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。
- 七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
- 八 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 九 自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。
- 十 建設工事の計画の承認に関すること。
- 十一 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。
- 十二 建設工事の実施に関すること。
- 十三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。
- 十四 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。
- 十五 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

- 四 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。
- 五 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十六 (略)

十七 衛生資材の調達、補給及び管理の基本に關すること。

十八 衛生資材の研究開発の基本に關すること。

十九・二十 (略)

(削る)

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十六 (略)

十七 衛生資材の調達、補給及び管理（以下「調達等」という。）の基本に關すること。

十八 衛生資材の研究開発の基本に關すること。

十九・二十 (略)

(経理装備局の所掌事務)

第九条 経理装備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

二 防衛省所管の国有財産及び物品の管理の基本に關すること。

三 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に關すること。

四 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。

五 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に關すること。

六 内部部局所属の建築物の営繕に關すること。

七 庁内の管理に關すること。

八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理

に關すること。

九 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。第三十一条第九号において同じ。）の經理に關すること。

十 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（衛生資材を除く。以下この章において「装備品等」という。）の開発及び調達等並びに役務の調達（運用企画局の所掌に属するものを除く。第三節第五款において同じ。）の基本に關すること。

十一 装備品等の研究の基本に關すること。

十二 自衛隊の施設の取得及び管理に關する制度及び基本的な政策の企画及び立案に關すること。

十三 建設工事の計画の承認に關すること。

十四 建設工事の入札及び契約の適正化に關すること。

十五 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に關すること。

十六 防衛省所管の建築物の營繕に關する事務の總括に關すること。

十七 技術研究本部及び装備施設本部の管理及び運営一般に關すること。

十八 防衛調達審議会の庶務に關すること。

（地方協力局の所掌事務）

第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 自衛隊の施設の取得に關すること（整備計画局の所掌に属

（地方協力局の所掌事務）

第九条の二 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 自衛隊の施設の取得に關すること（經理装備局の所掌に属

するものを除く。)

三 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事(大臣官房及び整備計画局の所掌に属するものを除く。)

四〇十 (略)

十一 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。))第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。第四十八条において同じ。)のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事。

十二〇十四 (略)

十五 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍行動関連措置法」という。))第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

十六〇十九 (略)

## 第二款 特別な職の設置等

第十条・第十条の二 (略)

するものを除く。)

三 条約に基づいて日本国にある外国軍隊(以下「駐留軍」という。)の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事(大臣官房及び経理装備局の所掌に属するものを除く。)

四〇十 (略)

十一 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。))第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。第四十二条の十において同じ。)のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事。

十二〇十四 (略)

十五 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号。以下「米軍行動関連措置法」という。))第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

十六〇十九 (略)

## 第二節 特別な職の設置等

第十条・第十条の二 (略)

(衛生監、施設監、報道官及び審議官)

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、施設監一人、報道官一人及び審議官六人を置く。

2 (略)

3 施設監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項(施設に関するものに限る。)についての事務を総括整理する。

4・5 (略)

(米軍再編調整官及び参事官)

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官四人を置く。

2・3 (略)

### 第三款 課の設置等

#### 第一目 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十一条 大臣官房に、次の六課及び訟務管理官一人を置く。

秘書課

文書課

企画評価課

広報課

会計課

監査課

(衛生監、技術監、報道官及び審議官)

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、技術監一人、報道官一人及び審議官六人を置く。

2 (略)

3 技術監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項(技術に関するものに限る。)についての事務を総括整理する。

4・5 (略)

(米軍再編調整官及び参事官)

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官二人を置く。

2・3 (略)

### 第三節 課の設置等

#### 第一款 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十一条 大臣官房に、次の四課及び訟務管理官一人を置く。

秘書課

文書課

企画評価課

広報課

(文書課の所掌事務)

第十三条 (略)

(企画評価課の所掌事務)

第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 前号の事務に必要な総合調整に関すること。
- 三 防衛省の機構及び定員に関すること(整備計画局の所掌に属するものを除く。)
- 四 八 (略)

(広報課の所掌事務)

第十四条 (略)

(会計課の所掌事務)

第十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。
- 二 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。
- 三 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。

(文書課の所掌事務)

第十三条 (略)

(企画評価課の所掌事務)

第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 前号の事務に必要な総合調整に関すること。
- 三 防衛省の機構及び定員に関すること(防衛政策局の所掌に属するものを除く。)
- 四 八 (略)

(広報課の所掌事務)

第十四条 (略)

(新設)

- 五 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。
- 六 庁内の管理に関すること。
- 七 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。
- 八 特別調達資金の経理に関すること。

（監査課の所掌事務）

第十六条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関すること。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。
- 三 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

（訟務管理官の職務）

第十七条 （略）

第二目 防衛政策局

（防衛政策局に置く課）

第十八条 防衛政策局に、次の七課を置く。

防衛政策課  
戦略企画課

（新設）

（訟務管理官の職務）

第十四条の二 （略）

第二款 防衛政策局

（防衛政策局に置く課）

第十五条 防衛政策局に、次の五課を置く。

防衛政策課

日米防衛協力課

国際政策課

運用政策課

調査課

訓練課

(防衛政策課の所掌事務)

第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること(次号に掲げるもの及び他課の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(削る)

(削る)

四 (略)

五 防衛会議の庶務に関すること(第六条第一号から第八号までに掲げる事務に係るものに限る。)

六 (略)

(戦略企画課の所掌事務)

第二十条 戦略企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関する中長期的な見地からの政策の企画及

日米防衛協力課

国際政策課

防衛計画課

調査課

(防衛政策課の所掌事務)

第十六条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること(次号に掲げるもの並びに日米防衛協力課及び国際政策課の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に関すること。

五 防衛研究所が行う第四十四条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。

六 (略)

七 防衛会議の庶務に関すること(第六条第一号から第七号までに掲げる事務に係るものに限る。)

八 (略)

(新設)

び立案並びに推進に關すること。

二 防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に關すること。

三 防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に關すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に關すること。

(日米防衛協力課の所掌事務)

第二十一条 日米防衛協力課は、防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の基本及び調整に關する事務をつかさどる。

(国際政策課の所掌事務)

第二十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に關すること。

二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に關すること(日米防衛協力課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(日米防衛協力課の所掌事務)

第十七条 日米防衛協力課は、防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の基本及び調整に關する事務をつかさどる。

(国際政策課の所掌事務)

第十八条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に關すること。

二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に關すること(日米防衛協力課の所掌に属するものを除く。)

(防衛計画課の所掌事務)

第十九条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛官、予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に關すること。

二 防衛政策局の所掌事務に必要な数理的分析評価に關すること。

(運用政策課の所掌事務)

第二十三条 運用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の行動の基本に関する事(整備計画局の所掌に属するものを除く。)
- 二 防衛出動に関する計画の基本に関する事。
- 三 自衛隊の行動及び部隊訓練の基本に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

(調査課の所掌事務)

第二十四条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十九条第二号及び第三号並びに第二十条第一号に掲げる事務、第二十一条に規定する事務並びに第二十二条各号、前条第一号及び第二号、第二十七条第二号並びに第二十八条第二号(指揮通信の基本に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関する事。

二・三 (略)

(訓練課の所掌事務)

第二十五条 訓練課は、自衛隊の部隊訓練の基本に関する事務をつかさどる。

(削る)

と。

(新設)

第二十条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十六条第二号及び第三号に掲げる事務、第十七条に規定する事務並びに第十八条各号、前条第一号、第二十二条第二号及び第四号、第二十三条各号、第二十四条第一号から第七号まで並びに第二十四条の二第二号(指揮通信の基本に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関する事。

二・三 (略)

(新設)

第三款 運用企画局

(削る)

(運用企画局に置く課)

第二十一条 運用企画局に、次の四課を置く。

事態対処課

国際協力課

運用支援課

情報通信・研究課

(削る)

(事態対処課の所掌事務)

第二十二条 事態対処課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 運用企画局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 運用企画局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 自衛隊の行動の基本に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛出動に関する計画の基本に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、運用企画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(削る)

(国際協力課の所掌事務)

第二十三条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第八十四条の三第一項に規定する邦人又は外国人の輸送の基本に関すること。

二 自衛隊法第八十四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動及び輸送の基本に関すること。

三 自衛隊法第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務及び輸送の基本に関すること。

(削る)

四 自衛隊法第百条の五第一項に規定する国賓等の輸送の基本に  
関すること。

(運用支援課の所掌事務)

第二十四条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第百三条第一項から第四項までの規定による処分の基本に  
関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

二 自衛隊法第百三条の二第一項の規定による土地の使用及び同条第二項の  
規定による立木等の移転又は処分の基本に  
関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

三 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等  
が行う同法第百十五条の六第一項、第百十五条の八第一項若しくは第二項、  
第百十五条の十第一項若しくは第三項、第百十五条の十一第一項、  
第二項若しくは第四項、第百十五条の十三第一項、第百十五条の十四第一項、  
第百十五条の十五第一項若しくは第三項、第百十五条の十六第一項、  
第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十一第一項若しくは第三項、  
第百十五条の二十三第一項若しくは第百十五条の二十四第一項又は自衛隊法  
施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百六十一条第一項に規定する  
行為に  
関する事務の基本に  
関すること。

四 自衛隊法施行令第百五十条第二項、第百五十一条第二項又は第百五十一条の二第二項の規定による通報に  
関すること。

五 自衛隊の行動に係る輸送(輸送役務の調達を含む。)の基

本に關すること（國際協力課の所掌に屬するものを除く。）

六 米軍行動關連措置法第九条の規定による通知及び米軍行動關連措置法第十三条第一項に規定する行動關連措置に關する指針に係る防衛省の所掌事務に關する調整に關すること。

七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關する法律（平成十六年法律百十四号）第六条第一項に規定する港湾施設の利用指針、同法第十条第一項に規定する飛行場施設の利用指針、同法第十二条第一項に規定する道路の利用指針、同法第十三条第一項に規定する海域の利用指針及び同法第十五条第一項に規定する空域の利用指針並びに同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に關する指針（同法第六条、第十条、第十二条、第十三条又は第十五条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に關する調整に關すること。

八 自衛隊の部隊訓練の基本に關すること。

（情報通信・研究課の所掌事務）

第二十四条の二 情報通信・研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の情報システムの整備及び管理に關すること。
- 二 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に關すること。
- 三 防衛省の使用する電波の監理の基本に關すること。
- 四 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に關する指針（同法第

（削る）

第三目 整備計画局

(整備計画局に置く課等)

第二十六条 整備計画局に、次の三課並びに施設整備官一人、提  
供施設計画官一人及び施設技術管理官一人を置く。

防衛計画課  
情報通信課  
施設計画課

(防衛計画課の所掌事務)

第二十七条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 整備計画局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の  
定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及  
び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。
- 三 防衛政策局及び整備計画局の所掌事務に必要な数理的分析  
評価に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、整備計画局の所掌事務で他の  
所掌に属しないものに関すること。

(情報通信課の所掌事務)

十七条の規定に係るものに限る。)に係る防衛省の所掌事務  
に関する調整に関すること。

五 自衛隊の部隊及び機関の運用に関する研究改善の基本に関  
すること。

(新設)

(新設)

(新設)

第二十八条 情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること（施設計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。
- 三 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。
- 四 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

（施設計画課の所掌事務）

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 整備計画局の所掌事務に係る建設工事に関する事務の総括に関すること。
- 三 建設工事の計画の承認に関すること。
- 四 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。
- 五 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

（施設整備官の職務）

第三十条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

- 二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
- 三 自衛隊の施設の管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 自衛隊の施設の取得に係る実施計画の総括に関すること。
- 五 自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。
- 七 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

（提供施設計画官の職務）

- 第三十一条 提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。
  - 二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 第七条第十号に掲げる事務に係る建設技術に関する事務に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

（施設技術管理官の職務）

- 第三十二条 施設技術管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 第七条第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを

（新設）

（新設）

除く。)

- 二 建設工事に関する技術基準及び積算基準に関すること。
- 三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

第四目 人事教育局

第三十三条～第三十八条 (略)

(衛生官の職務)

第三十九条 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 衛生資材の調達、補給及び管理の基本に関すること。
- 三 衛生資材の研究開発の基本に関すること。
- 四 (略)

(削る)

(削る)

第四款 人事教育局

第二十五条～第二十九条の二 (略)

(衛生官の職務)

第二十九条の三 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 衛生資材の調達等の基本に関すること。
- 三 衛生資材の研究開発の基本に関すること。
- 四 (略)

第五款 経理装備局

(経理装備局に置く課等)

第三十条 経理装備局に、次の七課並びに技術計画官一人及び施設技術官一人を置く。

- 会計課
- 監査課
- 装備政策課
- システム装備課
- 艦船武器課

航空機課  
施設整備課

(削る)

(会計課の所掌事務)

第三十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経理装備局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。
- 三 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。
- 四 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。
- 五 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。
- 六 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。
- 七 庁内の管理に関すること。
- 八 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。
- 九 特別調達資金の経理に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、経理装備局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(監査課の所掌事務)

第三十二条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 属するものを除く。)及び会計の監査に関すること。
- 二 装備品等の開発及び調達等、役務の調達並びに装備品等の研究に関する業務の監査に関すること。
  - 三 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。
  - 四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
  - 五 防衛調達審議会の庶務に関すること。

第三十三条から第三十五条まで 削除

(装備政策課の所掌事務)

第三十六条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の開発及び調達等、役務の調達、装備品等の研究並びに自衛隊の施設の取得に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 入札及び契約の適正化に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 装備品等の開発及び調達等並びに役務の調達の基本に関する事務の総括に関すること。
- 四 装備品等の開発及び調達等並びに役務の調達の制度に関すること(監査課の所掌に属するものを除く。)
- 五 装備施設本部の管理及び運営一般に関すること。

(システム装備課の所掌事務)

第三十七条 システム装備課は、次に掲げる事務(装備政策課、艦船武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。)をつかさ

(削る)

- やむを得ず。
- 一 通信器材、電波器材及び電子計算機並びに誘導武器並びにこれらに付随する器材（次号において「システム装備品」という。）の開発及び調達等の基本に関すること。
  - 二 システム装備品に関する役務の調達の基本に関すること。

(艦船武器課の所掌事務)

第三十八条 艦船武器課は、次に掲げる事務（装備政策課及び航空機課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 自衛艦その他の船舶、火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品（次号において「艦船武器等」という。）の開発及び調達等の基本に関すること。
- 二 艦船武器等に関する役務の調達の基本に関すること。

(航空機課の所掌事務)

第三十九条 航空機課は、次に掲げる事務（装備政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材（次号において「航空機等」という。）の開発及び調達等の基本に関すること。
- 二 航空機等に関する役務の調達の基本に関すること。

(施設整備課の所掌事務)

第四十条 施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第五目 地方協力局

第四十条～第四十二条 (略)

第四十三条～第四十五条 (略)

- 二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関する事
- 三 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事
- 四 建設工事の計画の承認に関する事
- 五 建設工事の入札及び契約の適正化に関する事
- 六 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関する事
- 七 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関する事

(技術計画官の職務)

第四十一条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究の基本に関する事(監査課の所掌に属するものを除く)。
- 二 技術研究本部の管理及び運営一般に関する事。

(施設技術官の職務)

第四十二条 施設技術官は、第九条第十二号から第十四号までに掲げる事務に係る建設技術に関する事務をつかさどる。

第六款 地方協力局

第四十二条の二～第四十二条の四 (略)

第四十二条の五～第四十二条の七 (略)

(施設管理課の所掌事務)

第四十六条 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関すること(整備計画局、周辺環境整備課及び補償課の所掌に属するものを除く。)
  - 二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること(大臣官房、整備計画局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課の所掌に属するものを除く。)
- 三〇五 (略)

(提供施設課の所掌事務)

第四十七条 提供施設課は、駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関する事務(整備計画局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第四十八条〜第五十条 (略)

### 第三節 審議会等

(防衛人事審議会)

第五十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、防衛人事審議会を置く。

2 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年

(施設管理課の所掌事務)

第四十二条の八 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関すること(経理装備局、周辺環境整備課及び補償課の所掌に属するものを除く。)
  - 二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること(大臣官房、経理装備局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課の所掌に属するものを除く。)
- 三〇五 (略)

(提供施設課の所掌事務)

第四十二条の九 提供施設課は、駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関する事務(経理装備局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第四十二条の十〜第四十二条の十二 (略)

### 第三章 審議会等

(新設)

法律第二百二十四号) 第二十四条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) 第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号) 並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令(平成十二年政令第三百八十九号) 第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する

ハ)。

二 自衛隊法第三十一条第五項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べること。

3 | 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に關し必要な事項については、防衛人事審議会令(平成十二年政令第二百六十一号)の定めるところによる。

(削る)

(削る)

(設置)

第四十三条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、防衛省に、次の審議会等を置く。

防衛人事審議会  
防衛調達審議会

(防衛人事審議会)

第四十三条の二 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及

び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに自衛隊法施行令第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 自衛隊法第三十一条第四項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に関し必要な事項については、防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）の定めるところによる。

（防衛調達審議会）

第四十三条の三 防衛調達審議会は、防衛調達（装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品並びに役務の調達をいう。以下この項において同じ。）に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、防衛大臣に対して意見を述べる。

2 前項に定めるもののほか、防衛調達審議会に関し必要な事項については、防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）の定めるところによる。

（削る）

#### 第四節 施設等機関

##### (防衛研究所)

第五十二条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、防衛研究所を置く。

2～4 (略)

5 防衛研究所は、法第四条第三十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

#### 第五節 特別の機関

##### 第一款 幕僚監部

##### 第一目 統合幕僚監部

##### (幕僚長)

第五十三条 統合幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

##### (幕僚副長)

第五十四条 統合幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、統合幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

#### 第四章 施設等機関

##### (防衛研究所)

第四十四条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、防衛省に、防衛研究所を置く。

2～4 (略)

5 防衛研究所は、法第四条第三十二号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

#### 第五章 特別の機関

##### 第一節 幕僚監部

##### 第一款 統合幕僚監部

##### (幕僚長)

第四十五条 統合幕僚長（以下この款において「幕僚長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

##### (幕僚副長)

第四十六条 統合幕僚副長（以下この款において「幕僚副長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、統合幕僚監部（以下この款において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(総括官)

第五十五条 幕僚監部に、総括官一人を置く。

2 総括官は、事務官をもつて充てる。

3 総括官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、並びに幕僚監部の所掌事務に関する重要事項の調整に関する事務を総括整理する。

(部)

第五十六条 (略)

(総務部の分課)

第五十七条 総務部に、総務課を置く。

(削る)

(総務課)

第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
- 二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 文書の審査(首席法務官の所掌に属するものを除く。)及び進達に関すること。

(新設)

(部)

第四十七条 (略)

(新設)

(総務部の分課)

第四十八条 総務部に、次の二課を置く。

総務課  
連絡調整課

(総務課)

第四十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
- 二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 文書の審査(首席法務官の所掌に属するものを除く。)及び進達に関すること。

- 四 幕僚長、幕僚副長及び総括官の庶務に関すること。
- 五 各部、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官の事務の連絡調整に関すること。
- 六 幕僚監部の所掌事務に関する業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
- 七 幕僚監部の所掌事務に係る隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。
- 八 幕僚監部の所掌事務に関する統計に関すること。
- 九 報告統制に関すること。
- 十 幕僚監部の所掌事務に関する監察に関すること。
- 十一 幕僚監部の所掌事務に関する渉外に関すること。
- 十二 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。
- 十三 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
- 十四 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。
- 十五 幕僚監部の職員の表彰に関すること。
- 十六 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（教育に係るものに限る。）に関すること。
- 十七 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画（運用第三課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 十八 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。
- 十九 統合幕僚学校に関すること。

- 四 幕僚長及び幕僚副長の庶務に関すること。
  - 五 各部、報道官、首席法務官及び首席後方補給官の事務の連絡調整に関すること。
  - 六 幕僚監部の所掌事務に関する業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
  - 七 幕僚監部の所掌事務に係る隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。
  - 八 幕僚監部の所掌事務に関する統計に関すること。
  - 九 報告統制に関すること。
  - 十 幕僚監部の所掌事務に関する監察に関すること。
  - 十一 幕僚監部の所掌事務に関する渉外に関すること（連絡調整課の所掌に属するものを除く。）。
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- 十二 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（教育に係るものに限る。）に関すること。
  - 十三 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画（運用第三課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- （新設）
- 十四 統合幕僚学校に関すること。

二十 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

二十一 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

二十二 幕僚監部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二十三 幕僚監部の会計の監査に関すること。

二十四 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。

二十五 幕僚監部の秘密の保全に関すること。

(削る)

二十六 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(削る)

(新設)

(新設)

十五 幕僚監部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十六 幕僚監部の会計の監査に関すること。

十七 物品及び役務の調達に関する契約に関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。

十八 幕僚監部の秘密の保全に関すること。

十九 部内の事務の総括に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(連絡調整課)

第五十条 連絡調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動並びに統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関する渉外に関すること。

二 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

四 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

五 幕僚監部の職員の表彰に関すること。

六 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

七 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

八 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

第五十九条～第六十一条 (略)

(運用第三課)

第六十二条 (略)

第六十三条～第六十七条 (略)

(指揮通信システム運用課)

第六十八条 指揮通信システム運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 第六十二条第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に  
関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監  
理に關すること。

三 (略)

(部長、副部長及び課長)

第六十九条 (略)

(参事官)

第七十条 幕僚監部に、参事官一人を置く。

2 参事官は、事務官をもつて充てる。

3 参事官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事

第五十一条～第五十三条 (略)

(運用第三課)

第五十三条の二 (略)

第五十四条～第五十八条 (略)

(指揮通信システム運用課)

第五十九条 指揮通信システム運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 第五十三条の二第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に  
関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に關すること。

三 (略)

(部長、副部長及び課長)

第六十条 (略)

(新設)

務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第七十一条～第七十四条 (略)

第二目 陸上幕僚監部

(幕僚長)

第七十五条 陸上幕僚長(以下この目において「幕僚長」という)は、陸将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第七十六条 陸上幕僚副長(以下この目において「幕僚副長」という)は、陸将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、陸上幕僚監部(以下この目において「幕僚監部」という)の部務を整理し、及び監督する。

(部)

第七十七条 幕僚監部に、次の七部を置く。

監理部

人事部

運用支援・情報部

防衛部

装備計画部

教育訓練部

第六十一条～第六十四条 (略)

第二款 陸上幕僚監部

(幕僚長)

第六十五条 陸上幕僚長(以下この款において「幕僚長」という)は、陸将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第六十六条 陸上幕僚副長(以下この款において「幕僚副長」という)は、陸将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、陸上幕僚監部(以下この款において「幕僚監部」という)の部務を整理し、及び監督する。

(部)

第六十七条 幕僚監部に、次の七部を置く。

監理部

人事部

運用支援・情報部

防衛部

装備計画部

教育訓練部

衛生部

(監理部の分課)

第七十八条 (略)

(総務課)

第七十九条 総務課は、次に掲げる事務(第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 四 (略)

五 各部、監察官、法務官及び警務管理官の事務の連絡調整に關すること。

六 十四 (略)

第八十条 第八十六条 (略)

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十八条第二十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に關し必要なものに限る。)

並びに同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に關する計画(陸上自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に關すること。

二 四 (略)

衛生部

(監理部の分課)

第六十八条 (略)

(総務課)

第六十九条 総務課は、次に掲げる事務(第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 四 (略)

五 各部、監察官、法務官、警務管理官及び開発官の事務の連絡調整に關すること。

六 十四 (略)

第七十条 第七十六条 (略)

(運用支援課)

第七十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四十九条第十五号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に關し必要なものに限る。)

並びに同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に關する計画(陸上自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に關すること。

二 四 (略)

(情報課)

第八十八条 (略)

(防衛部の分課)

第八十九条 防衛部に、次の三課を置く。

防衛課

情報通信・研究課

施設課

(防衛課)

第九十条 (略)

(情報通信・研究課)

第九十一条 情報通信・研究課は、次に掲げる事務(第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 〇八 (略)

九 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

十 防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

十一 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

十二 陸上装備品等の制式及び規格に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

(情報課)

第七十八条 (略)

(防衛部の分課)

第七十九条 防衛部に、次の二課を置く。

防衛課

情報通信・研究課

(防衛課)

第八十条 (略)

(情報通信・研究課)

第八十一条 情報通信・研究課は、次に掲げる事務(第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(施設課)

第九十二条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 施設の管理に関すること。
- 三 土木工事の施行の受託及び実施に関すること。
- 四 施設技術に関すること。

(装備計画部の分課)

第九十三条 装備計画部に、次の四課を置く。

- 装備計画課
- 武器・化学課
- 通信電子課
- 航空機課

(装備計画課)

第九十四条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画（保健衛生に係るものを除く。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、陸上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。
- 三 第一号に掲げるもののほか、陸上装備品等及び陸上装備品

(新設)

(装備部の分課)

第八十二条 装備部に、次の六課を置く。

- 装備計画課
- 武器・化学課
- 通信電子課
- 航空機課
- 需品課
- 施設課

(装備計画課)

第八十三条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊に係る第六十三条第三項第二号に規定する計画（保健衛生に係るものを除く。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、陸上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。
- 三 第一号に掲げるもののほか、陸上装備品等及び陸上装備品

等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

四 輸送に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

五 輸送に関する技術指導に関すること。

六 陸上装備品等の調達、補給、保管及び整備、輸送並びに施設に関する業務を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。

七 食糧その他の需品（衛生資材を除く。以下この条において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

八 需品及び需品に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

九 職員の給養に関すること。

十 需品の取扱いに関する技術指導に関すること。

十一 部内の事務の総括に関すること。

（武器・化学課）

第九十五条 武器・化学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 火器、車両、誘導武器、弾火薬類及び化学器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）

（の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。））。

二 武器等及び武器等に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求

等に関する役務の調達計画の総合調整及び装備施設本部に対する調達要求の総合調整に関すること。

四 輸送に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

五 輸送に関する技術指導に関すること。

六 陸上装備品等の調達、補給、保管及び整備、輸送並びに施設に関する業務を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

七 部内の事務の総括に関すること。

（武器・化学課）

第八十四条 武器・化学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 火器、車両、誘導武器、弾火薬類及び化学器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）

（の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。））。

二 武器等及び武器等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本

に関すること。

- 三 武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 四 化学技術に関すること。
- 五 不発弾その他の火薬類の除去及び処理に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

（通信電子課）

第九十六条 通信電子課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通信器材、電波器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「通信器材等」という。）並びに施設器材の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 通信器材等及び施設器材並びにこれらに関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- 三 通信工事の施行の受託及び実施に関すること。
- 四 通信器材等の取扱いに関する技術指導に関すること。

（航空機課）

第九十七条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空機及び航空機用機器（以下この条において「航空機等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

部に対する調達要求に関すること。

- 三 武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 四 化学技術に関すること。
- 五 不発弾その他の火薬類の除去及び処理に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

（通信電子課）

第八十五条 通信電子課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通信器材、電波器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「通信器材等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 通信器材等及び通信器材等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。
- 三 通信工事の施行の受託及び実施に関すること。
- 四 通信器材等の取扱いに関する技術指導に関すること。

（航空機課）

第八十六条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空機及び航空機用機器（以下この条において「航空機等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

- 三 航空機等に関する航空の安全に必要な措置及びこれに伴う調整に関すること。
- 四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。

(削る)

- 三 航空機等に関する航空の安全に必要な措置及びこれに伴う調整に関すること。
- 四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。

(需品課)

第八十七条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食糧その他の需品（衛生資材を除く。以下この条において「需品」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 需品及び需品に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。
- 三 職員の給養に関すること。
- 四 需品の取扱いに関する技術指導に関すること。

(施設課)

第八十八条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 施設の管理に関すること。
- 三 装備施設本部に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。
- 四 施設器材の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 施設器材及び施設器材に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設

(削る)

(削る)

第九十八条～第一百条 (略)

(衛生部)

第一百一条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 衛生資材及び衛生資材に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

五～七 (略)

第一百二条～第一百五条 (略)

(削る)

- 設本部に対する調達要求に関すること。
- 六 土木工事の施行の受託及び実施に関すること。
  - 七 施設技術に関すること。

第八十九条 削除

第九十条～第九十二条 (略)

(衛生部)

第九十三条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 衛生資材及び衛生資材に関する役務の調達(統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。)及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

五～七 (略)

第九十四条～第九十七条 (略)

(開発官)

第九十七条の二 幕僚監部に、開発官一人を置く。

2 開発官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 開発官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二 陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること

第三目 海上幕僚監部

(幕僚長)

第百六条 海上幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、海将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第百七条 海上幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、海将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて海上幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(部)

第百八条 幕僚監部に、次の五部を置く。

総務部

人事教育部

防衛部

指揮通信情報部

装備計画部

三 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

四 陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第三款 海上幕僚監部

(幕僚長)

第九十八条 海上幕僚長（以下この款において「幕僚長」という。）は、海将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第九十九条 海上幕僚副長（以下この款において「幕僚副長」という。）は、海将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて海上幕僚監部（以下この款において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(部)

第一百条 幕僚監部に、次の六部を置く。

総務部

人事教育部

防衛部

指揮通信情報部

装備部

技術部

第百九条・第百十条 (略)

(経理課)

第百十一条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に  
関すること。
- 三 (略)

第百十二条～第百十六条 (略)

(教育課)

第百十七条 教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 教育訓練用器材（艦船・武器課の所掌に属するものを除く  
。次号及び第百二十七条第六号において同じ。）の整備に関  
すること。
- 四・五 (略)

第百十八条・第百十九条 (略)

(装備体系課)

第百二十条 装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～四 (略)
- 五 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下この目

第百一条・第百二条 (略)

(経理課)

第百三条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に  
関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 (略)

第百四条～第百八条 (略)

(教育課)

第百九条 教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 教育訓練用器材（艦船・武器課の所掌に属するものを除く  
。次号及び第百十九条第六号において同じ。）の整備に関す  
ること。
- 四・五 (略)

第百十条・第百十一条 (略)

(装備体系課)

第百十二条 装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～四 (略)
- (新設)

において「海上装備品等」という。）の研究改善の総合調整  
に關すること。

六 防衛装備庁に対する海上装備品等の技術研究及び技術開発  
の要求に關すること。

(運用支援課)

第二百一十一條 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号、第三号  
及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属  
するものを除く。）をつかさどる。

一 第五十八條第二十二号に規定する経費及び収入の予算、決  
算及び会計の計画（行動の計画に關し必要なものに限る。）

並びに同條第十二号及び第十七号、第六十條第五号、第六十  
一條第二号、第六十二條第一号、第六十八條第一号並びに第  
七十三條第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措  
置に關する計画（海上自衛隊に係るものに限る。）の総合調  
整に關すること。

二 二六 (略)

(施設課)

第二百二十二條 施設課は、次に掲げる事務（第一号及び第五号に  
掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除  
く。）をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

三 三七 (略)

(新設)

(運用支援課)

第一百三十三條 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号、第三号及  
び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属す  
るものを除く。）をつかさどる。

一 第四十九條第十五号に規定する経費及び収入の予算、決算  
及び会計の計画（行動の計画に關し必要なものに限る。）並  
びに同條第十三号、第五十條第二号、第五十二條第五号、第

五十三條第二号、第五十三條の二第一号、第五十九條第一号  
及び第六十三條第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必  
要な措置に關する計画（海上自衛隊に係るものに限る。）の  
総合調整に關すること。

二 二六 (略)

(施設課)

第一百四十四條 施設課は、次に掲げる事務（第一号及び第六号に掲  
げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く  
。）をつかさどる。

一・二 (略)

三 裝備施設本部に対する施設の取得及び建設の要求に關する  
こと。

四 三八 (略)

第二百二十三条、第二百二十五条 (略)

(装備計画部の分課)

第二百二十六条 装備計画部に、次の三課を置く。

装備需品課

艦船・武器課

航空機課

(装備需品課)

第二百二十七条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海上自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(保健衛生及び施設に係るものを除く。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、海上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三 海上装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。

四 海上装備品等の補給及び保管に関すること(統合幕僚監部、施設課、艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。)

五 食糧その他の需品及び車両(以下この条及び第二百二十九条第五号において「需品等」という。)の整備に関すること(統合幕僚監部及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

第一百五十五条、第一百七十七条 (略)

(装備部の分課)

第一百八十条 装備部に、次の三課を置く。

装備需品課

艦船・武器課

航空機課

(装備需品課)

第一百九十条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海上自衛隊に係る第六十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下この款において「海上装備品等」という。)の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三 海上装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。

四 海上装備品等の補給及び保管に関すること(統合幕僚監部、施設課、艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。)

五 食糧その他の需品及び車両(以下この条において「需品等」という。)の整備に関すること(統合幕僚監部及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

- 六 需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- 七 輸送に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 職員の給養に関すること。
- 九 海上装備品等の取扱いに関する技術指導の調整に関すること。
- 十 需品等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 十一 物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること。
- 十二 部内の事務の総括に関すること。

（艦船・武器課）

第二百二十八条 艦船・武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。）、艦船用電気器材及び船用品（以下この条において「艦船等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に

- 六 需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。
- 七 輸送に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 職員の給養に関すること。
- 九 海上装備品等の取扱いに関する技術指導の調整に関すること。
- 十 需品等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 十一 物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 部内の事務の総括に関すること。

（艦船・武器課）

第二百二十条 艦船・武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。）、艦船用電気器材及び船用品（以下この条において「艦船等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に

関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

三 艦船等及び武器等並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

四 艦船等及び武器等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。

五 艦船等及び武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。

六 艦船に関する証書に関すること。

七 海上装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（他課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

（航空機課）

第二百二十九条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機、航空機用機器並びに航空武器等（火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材のうち航空機又は航空機の航行に関するものをいう。）及びこれに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

三 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。

関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

三 艦船等及び武器等並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

四 艦船等及び武器等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。

五 艦船等及び武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。

六 艦船に関する証書に関すること。

（新設）

（航空機課）

第二百二十一条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機、航空機用機器並びに航空武器等（火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材のうち航空機又は航空機の航行に関するものをいう。）及びこれに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

三 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。

四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。  
五 航空機等及び航空機等に関する需品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（教育課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（削る）

（削る）

第百三十条～第百三十四条（略）

第四目 航空幕僚監部

（幕僚長）

）。

四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。  
（新設）

第百二十二条 削除

（技術部の分課）

第百二十三条 技術部に、技術課を置く。

（技術課）

第百二十四条 技術課は、次に掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務にあつては、教育課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 海上装備品等の研究改善の総合調整に関すること。  
二 海上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三 海上装備品等の研究改善に関すること。

四 海上装備品等の制式及び規格に関すること。

第百二十五条～第百二十九条（略）

第四款 航空幕僚監部

（幕僚長）

第三百三十五条 航空幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、空将をもつて充てる。

（幕僚副長）

第三百三十六条 航空幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて航空幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

（部）

第三百三十七条 幕僚監部に、次の五部を置く。

総務部

人事教育部

防衛部

運用支援・情報部

装備計画部

第三百三十八条・第三百三十九条 （略）

（会計課）

第四百十条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。

三 （略）

第三百三十条 航空幕僚長（以下この款において「幕僚長」という。）は、空将をもつて充てる。

（幕僚副長）

第三百三十一条 航空幕僚副長（以下この款において「幕僚副長」という。）は、空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて航空幕僚監部（以下この款において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

（部）

第三百三十二条 幕僚監部に、次の六部を置く。

総務部

人事教育部

防衛部

運用支援・情報部

装備部

技術部

第三百三十三条・第三百三十四条 （略）

（会計課）

第三百三十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 物品及び役務の調達に関する契約に関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。

三 （略）

第四百四十一条〜第四百四十八条 (略)

(装備体系課)

第四百四十九条 装備体系課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〜三 (略)

四 防衛装備庁に対する航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

(情報通信課)

第四百五十条 (略)

(施設課)

第四百五十一条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

三・四 (略)

(運用支援・情報部の分課)

第四百五十二条 (略)

(運用支援課)

第四百五十三条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号から第四

第三百三十六条〜第四百四十三条 (略)

(装備体系課)

第四百四十四条 装備体系課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〜三 (略)

(新設)

(情報通信課)

第四百四十五条 (略)

(施設課)

第四百四十六条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 装備施設本部に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

四・五 (略)

(運用支援・情報部の分課)

第四百四十七条 (略)

(運用支援課)

第四百四十八条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号から第四

号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 第五十八条第二十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(航空自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。

二 八 (略)

(情報課)

第百五十四条 (略)

(装備計画部の分課)

第百五十五条 装備計画部に、次の二課を置く。

装備課

整備・補給課

(装備課)

第百五十六条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(調達、補給及び整備の計画に限る。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、航空装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 第四十九条第十五号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(航空自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。

二 八 (略)

(情報課)

第百四十九条 (略)

(装備部の分課)

第百五十条 装備部に、次の二課を置く。

装備課

整備・補給課

(装備課)

第百五十一条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空自衛隊に係る第六十三条第三項第二号に規定する計画(調達、補給及び整備の計画に限る。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、航空機、装備品及び食糧その他の需品(以下この款において「航空装備品等」という。)の

三 第一号に掲げるもののほか、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

四 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関に関すること。

五 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務の研究改善に関すること。

(削る)

六 航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること  
(首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

七 航空装備品等の技術資料の収集及び整理に関すること。

八 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。  
九 部内の事務の総括に関すること。

(整備・補給課)

第一百五十七条 整備・補給課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空装備品等の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁

に対する調達要求に関すること。

三 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。  
(新設)

三 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関に関すること。

四 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務の研究改善に関すること。

五 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

六 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達(統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。)に関する技術指導に関すること。  
(新設)

(新設)

七 部内の事務の総括に関すること。

(整備・補給課)

第一百五十二条 整備・補給課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空装備品等の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

(新設)

二 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

四 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）並びに航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理に関する技術指導に関すること。

（削る）

（削る）

（削る）

第一百五十八条～第六十一条（略）

（削る）

（削る）

三 航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理に関する技術指導に関すること。

第五十三条 削除

（技術部の分課）

第五十四条 技術部に、技術課を置く。

（技術課）

第五十五条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 航空装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。
- 三 航空装備品等の技術資料の収集及び整理に関すること。
- 四 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

第五十五条の二～第五十五条の五（略）

第二節 技術研究本部

（本部長）

第五十六条 技術研究本部長は、技術研究本部長（以下この節において「本部長」という。）とする。

(削る)

2 本部長は、防衛大臣の指揮監督を受け、技術研究本部の事務を掌理する。

(副本部長)

第百五十七条 技術研究本部に、副本部長一人を置く。

2 副本部長は、本部長を助け、技術研究本部の事務を整理する。

3 副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。

(内部部局)

第百五十八条 技術研究本部に、次の三部並びに研究開発評価官

一人、技術開発官四人及び副技術開発官五人を置く。

総務部

技術企画部

事業監理部

(総務部の分課)

第百五十九条 総務部に、次の二課を置く。

総務課

会計課

(総務課の所掌事務)

第百六十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 本部長の官印及び技術研究本部印の保管に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 職員の人事及び給与に関すること。
- 五 職員の福利厚生及び共済組合に関すること。
- 六 所管行政の考査に関すること。
- 七 秘密の保全に関すること。
- 八 技術研究本部内の事務の連絡調整に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、技術研究本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

- 第百六十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
  - 二 技術研究本部所属の行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。
  - 三 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち技術研究本部の所掌に係るものに関すること。
  - 四 会計の監査に関すること。

(技術企画部の分課)

第百六十二条 技術企画部に、次の二課を置く。

企画課

技術情報課

(企画課の所掌事務)

第百六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

(削る)

- 一 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究（以下この節において「技術研究開発」という。）に関する基本的方針の企画に關すること。
- 二 相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づくアメリカ合衆国との相互の間の技術研究本部の所掌事務に係る技術研究資料の供与に關すること。
- 三 装備品等についての科学技術に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。
- 四 部内の事務の総括に關すること。

(技術情報課の所掌事務)

第百六十四条 技術情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の制式、規格及び仕様に関する資料の調整に關すること。
- 二 技術研究本部の所掌事務に係る技術研究資料の収集、保管、編集、刊行及び利用に關すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 特許、実用新案及び意匠に關すること。
- 四 統計に關すること。
- 五 技術研究本部の情報システムの整備及び管理に關すること。

(事業監理部の分課)

第百六十五条 事業監理部に、管理課及び計画官一人を置く。

(削る)

(削る)

(管理課の所掌事務)  
第百六十六条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 業務計画に関すること（計画官の所掌に属するものを除く）。
- 二 研究所、先進技術推進センター及び試験場に関すること。
- 三 技術研究本部の所掌事務に関する技術的調査研究、設計、試作及び試験の受託に関すること。
- 四 部内の事務の総括に関すること。

(削る)

(計画官の職務)

第百六十七条 計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術研究開発に係る体制の整備に関する企画に関すること。
- 二 業務計画（中長期的なものに限る。）に関すること。

(削る)

(研究開発評価官の職務)

第百六十七条の二 研究開発評価官は、本部長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術研究開発の目標及び成果に関する評価に関すること。
- 二 技術研究開発に係る制度に関する評価に関すること。

(技術開発官の職務)

第百六十八条 技術開発官は、本部長の命を受け、装備品等の考案、設計、試作その他の技術開発に関する事務を分掌する。

(削る)

(削る)

(副技術開発官の職務)  
第百六十九条 副技術開発官は、技術開発官の命を受け、技術開発官を助け、その事務を整理する。

(削る)

(部長及び課長)  
第百七十条 技術研究本部の部に部長を、課に課長を置く。  
2 部長は、本部長の命を受け、部務を掌理する。  
3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(削る)

(研究所及び先進技術推進センター)  
第百七十一条 技術研究本部に、次の研究所及び先進技術推進センターを附置する。  
航空装備研究所  
陸上装備研究所  
艦艇装備研究所  
電子装備研究所

(削る)

(航空装備研究所の所掌業務)  
第百七十二条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(削る)

(陸上装備研究所の所掌業務)  
第百七十三条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

(削る)

- 一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること（先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）。
- 二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること。

(艦艇装備研究所の所掌業務)

第七十四條 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(削る)

(電子装備研究所の所掌業務)

第七十五條 電子装備研究所は、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）並びに技術研究本部の所掌事務に關する数理研究に關する業務をつかさどる。

(先進技術推進センターの所掌業務)

第七十六條 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされる

(削る)

- ものに限る。）、ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 二 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。
- 四 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 五 法第二十九条第一項に規定する自衛隊において必要とされる事項（自衛隊法第二十七条第一項に規定する病院の所掌に属するものを除く。）についての科学的調査研究に関すること。

(削る)

(研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例)

第七十七条 本部長は、特に必要があると認めるときは、前五条の規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、研究所に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

(削る)

(研究所長及び所長)

第七十八条 研究所の長は研究所長とし、先進技術推進センターの長は所長とする。

2 研究所長は、本部長の指揮監督を受け、所務を掌理する。

3 所長は、本部長の指揮監督を受け、先進技術推進センターの

業務を掌理する。

(支所)

第七十九条 研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、研究所に支所を置くことができる。

(試験場)

第八十条 技術研究本部に、試験を実施する機関として、次の試験場を附置する。

札幌試験場  
下北試験場  
岐阜試験場

(試験場長)

第八十一条 試験場の長は、試験場長とする。

2 試験場長は、本部長の指揮監督を受け、場務を掌理する。

(委任規定)

第八十二条 研究所及び先進技術推進センターの位置及び内部組織並びに研究所の支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織並びに試験場の位置及び所掌業務に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第三節 装備施設本部

(本部長)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第百八十三条 装備施設本部の長は、装備施設本部長（以下この節において「本部長」という。）とする。

2 本部長は、防衛大臣の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(副本部長)

第百八十四条 装備施設本部に、副本部長七人を置く。

2 副本部長は、防衛大臣の定めるところにより、本部長を助け、部務を整理する。

3 防衛大臣の指定する副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。

(課等の設置)

第百八十五条 装備施設本部に、次の十六課及び技術調査官一人を置く。

総務課

会計課

調達企画課

原価管理課

企業調査課

電子音響課

通信電気課

誘導武器課

需品課

武器課

機械車両課

艦船課

(削る)

航空機第一課  
航空機第二課  
輸入調達課  
施設計画課

(総務課の所掌事務)

第百八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 本部長の官印及び装備施設本部印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 装備施設本部の所掌に係る規則の作成に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。
- 五 装備施設本部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 六 装備施設本部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
- 七 装備施設本部の職員の教育訓練に関すること。
- 八 装備施設本部の職員の補充に関すること。
- 九 礼式及び服制に関すること。
- 十 装備施設本部の職員の福利厚生に関すること。
- 十一 装備施設本部の職員の保健衛生に関すること。
- 十二 装備施設本部の所掌事務に関する統計に関すること。
- 十三 装備施設本部の所掌事務に関する訴訟に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、装備施設本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

(削る)

第百八十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備施設本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 装備施設本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

三 装備施設本部所属の建築物の営繕に関すること。

四 業務及び会計の監査に関すること。

(削る)

第百八十八条 削除

(調達企画課の所掌事務)

(削る)

第百八十九条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第三十条第一項第一号に規定する指針の作成に関することと(原価管理課の所掌に属するものを除く。)

二 調達(法第三十条第一項第二号に規定する調達に限る。以下この節及び第二百十一条第二項において同じ。)に関する業務に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

三 調達に関する業務に関する調査及び研究に関すること。

四 調達に関する契約(以下この節において「契約」という。)に関する業務(検査(監督を含む。以下この節において同じ。))その他の契約の履行に関する業務(契約の履行の促進に関する業務を除く。以下この節において「検査等」という。)に関するものを除く。)

五 調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)(の作成に関する業務の総括に関すること。

六 調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)(の検

(削る)

- 七 討に関する業務の総括に関すること。
- 八 調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 九 調達に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十 装備品等の標準化の促進に関すること。

(原価管理課の所掌事務)

第百九十条 原価管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第三十条第一項第一号に規定する指針（経費に関する指針に限る。）の作成に関すること。
- 二 調達に関する原価計算及び原価監査に関する業務の総括に関すること。
- 三 調達に関する原価計算に関し必要な共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。

(企業調査課の所掌事務)

第百九十一条 企業調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達に関する検査等の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 調達に関する原価計算に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。
- 三 調達に関する原価計算に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。
- 四 調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

(電子音響課の所掌事務)

(削る)

(削る)

第百九十二条 電子音響課は、次に掲げる事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 電波器材、磁気器材、電子計算機及び音響器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。

二 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 電波器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること。

八 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 技術研究本部の要求に係る電波器材等の試作品の検査の実

施に關すること。

十一 電波器材等の調達品の品質試験に關すること。

十二 電波器材等、通信器材等（通信器材及び電氣器材並びにこれらに付随する器材をいう。次条において同じ。）及び誘導武器等（誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材をいう。第九十四条において同じ。）並びにこれらに關する役務の調達に關する業務の總括に關すること。

（通信電氣課の所掌事務）

第九十三条 通信電氣課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

一 通信器材等及び通信器材等に關する役務に關する業態調査に關すること。

二 通信器材等及び通信器材等に關する役務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。

三 通信器材等及び通信器材等に關する役務に關する契約の履行の促進に關すること。

四 通信器材等及び通信器材等に關する役務に關する契約に伴う証明に關すること。

五 通信器材等の調達に關する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に關すること。

六 通信器材等及び通信器材等に關する役務の調達に關する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に關すること。

七 通信器材等及び通信器材等に關する役務に關する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に關すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に屬するものを除く。）。

（削る）

(削る)

八 通信器材等及び通信器材等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 通信器材等及び通信器材等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 技術研究本部の要求に係る通信器材等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 通信器材等の調達品の品質試験に関すること。

(誘導武器課の所掌事務)

第百九十四条 誘導武器課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 誘導武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

八 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 技術研究本部の要求に係る誘導武器等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 誘導武器等の調達品の品質試験に関すること。

(需品課の所掌事務)

第百九十五条 需品課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 食糧その他の需品及びこれらに付随する器材（以下この条において「需品等」という。）並びに需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する業態調査に関すること。

二 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 需品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

- 七 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 需品等及び需品等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 技術研究本部の要求に係る需品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。
- 十一 需品等の調達品の品質試験に関すること。
- 十二 需品等及び武器等（火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材をいう。次条において同じ。）並びにこれらに関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の総括に関すること。

（武器課の所掌事務）

第百九十六条 武器課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 武器等及び武器等に関する役務に関する業態調査に関すること。
- 二 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 武器等及び武器等に関する役務に関する契約に伴う証明に

（削る）

関すること。

五 武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 武器等及び武器等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。

八 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 武器等及び武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 技術研究本部の要求に係る武器等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 武器等の調達品の品質試験に関すること。

（機械車両課の所掌事務）

第九百九十七条 機械車両課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「機械車両等」という。）並びに機械車両等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

（削る）

- 三 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 機械車両等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 機械車両等及び機械車両等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 機械車両等及び機械車両等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 技術研究本部の要求に係る機械車両等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 機械車両等の調達品の品質試験に関すること。
- 十二 機械車両等及び船舶等（船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材をいう。次条において同じ。）並びにこれらに関する役務の調達に関する業務の総括に関すること。

（艦船課の所掌事務）

第百九十八条 艦船課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

(削る)

- 一 船舶等及び船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。
- 二 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 船舶等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 船舶等及び船舶等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 技術研究本部の要求に係る船舶等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 船舶等の調達品の品質試験に関すること。

（航空機第一課の所掌事務）

第百九十九条 航空機第一課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 航空機用機器等（航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）のうち、次条第一号に規定する航空機機体等以外のものをいう。以下この条において同じ。）及び航空機用機器等に関する役務に関する業態調査に関すること。
- 二 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 航空機用機器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 技術研究本部の要求に係る航空機用機器等の試作品の検査

(削る)

の実施に関すること。

十一 航空機用機器等の調達品の品質試験に関すること。

十二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達並びに第二百一条に規定する調達に関する業務の総括に関すること。

(航空機第二課の所掌事務)

第二百条 航空機第二課は、次に掲げる事務（輸入調達課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 航空機機体等（航空機及び航空機用原動機（構成品を除く。）並びにこれらに付随する器材（整備用器材及び訓練用器材を除く。）をいう。以下この条において同じ。）及び航空機機体等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 航空機機体等及び航空機機体等に関する契約の履行の促進に関すること。

四 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 航空機機体等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること。

(削る)

- 八 原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。
- 九 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 十 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十一 技術研究本部の要求に係る航空機機体等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十二 航空機機体等の調達品の品質試験に関すること。

(輸入調達課の所掌事務)

- 第二百一条 輸入調達課は、装備品等及び役務の外国からの調達(相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものにあつては、有償で供与を受けるもの(以下この条において「有償援助調達」という。)に限る。)並びに装備品等の輸入に伴う役務(同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるもの及び装備品等の輸送の役務を除く。)の調達に関する次に掲げる事務(有償援助調達にあつては、第一号から第四号まで、第七号及び第十号に掲げるものに限る。)をつかさどる。
- 一 業態調査に関すること。
  - 二 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
  - 三 契約の履行の促進に関すること。
  - 四 契約に伴う証明に関すること。
  - 五 仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

- 六 仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課及び企業調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 連絡調整に関すること。
- 九 地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 検査の実施に関すること。
- 十一 品質試験に関すること。

（施設計画課の所掌事務）

- 第二百二条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。
- 二 建設工事の実施に関すること（技術調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

第二百三条 削除

（技術調査官の職務）

- 第二百四条 技術調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 建設工事の実施に関する技術基準及び積算基準に関すること。
- 二 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及

（削る）

（削る）

（削る）

(削る)

(削る)

第二款 防衛監察本部

第百六十二条～第百六十五条 (略)

第六節 地方支分部局

(名称、位置及び管轄区域)

第百六十六条 (略)

(地方防衛局の内部組織)

第百六十七条 (略)

2 (略)

3 地方防衛局に、次の四部を置く。

総務部

企画部

び研究に関すること。

(課の所掌事務の特例)

第二百五条 本部長は、特に必要があると認めるときは、防衛大臣の承認を得て、臨時に、輸入調達課の事務の一部を装備施設本部の他の課につかさどらせることができる。

(課長)

第二百六条 課に、課長を置く。

2 課長は、本部長の命を受け、課務を掌理する。

第四節 防衛監察本部

第二百七条～第二百十条 (略)

第六章 地方支分部局

(名称、位置及び管轄区域)

第二百十一条 (略)

(地方防衛局の内部組織)

第二百十二条 (略)

2 (略)

3 地方防衛局に、次の四部を置く。

総務部

企画部

調達部

管理部

4 前項の規定にかかわらず、東北防衛局及び中国四国防衛局にあつては管理部を置かない。

5 第三項の部のほか、北関東防衛局に装備部を置く。

第六十八條・第六十九條 (略)

## 第二章 防衛装備庁

### 第一節 特別な職

(防衛技監)

第七十條 防衛装備庁に、防衛技監一人を置く。

2 防衛技監は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に係る技術を統理する。

### 第二節 内部部局

#### 第一款 長官官房及び部の設置等

(長官官房及び部の設置)

第七十一條 防衛装備庁に、長官官房及び次の五部を置く。

装備政策部

プロジェクト管理部

技術戦略部

調達部

管理部

4 前項の規定にかかわらず、東北防衛局及び中国四国防衛局にあつては管理部を置かない。

(新設)

第二百十三條・第二百十四條 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

調達管理部  
調達事業部

(長官官房の所掌事務)

第七十二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関する事。
- 三 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 五 防衛装備庁の保有する情報の公開に関する事。
- 六 防衛装備庁の保有する個人情報保護に関する事。
- 七 防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 八 防衛装備庁の機構及び定員に関する事。
- 九 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十 広報に関する事。
- 十一 渉外に関する事。
- 十二 防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事。
- 十三 防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関する事。
- 十四 礼式、表彰及び服制に関する事。
- 十五 防衛装備庁の職員の補充に関する事。
- 十六 防衛装備庁の職員の福利厚生に関する事。
- 十七 防衛装備庁の職員の教育訓練に関する事。
- 十八 防衛装備庁の職員の保健衛生に関する事。
- 十九 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び

(新設)

会計並びに会計の監査に関すること。

二十 防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること  
(技術戦略部の所掌に属するものを除く。)

二十一 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関すること。

二十二 防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。

二十三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務(防衛装備庁の所掌に属するものに限る。)の監査に関すること。

二十四 防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十五 装備品等の考案、設計及び試作に関すること。

二十六 防衛調達審議会の庶務に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(装備政策部の所掌事務)

第一百七十二条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

三 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(新設)

四 秘密の保全に関すること。

五 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(プロジェクト管理部の所掌事務)

第七十四条 プロジェクト管理部は、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに当該装備品等に関する役務の調達に関する一連の事務を総合的、効果的かつ効率的に実施するための方針及び計画の策定並びに関係事務の管理及び調整（以下「プロジェクト管理」という。）に関する事務をつかさどる。

(技術戦略部の所掌事務)

第七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。

四 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。

五 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。

六 装備品等の研究開発の評価に関すること。

七 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委

(新設)

(新設)

託に關すること。

八 裝備品等に関する知的財産の管理に關すること。

九 裝備品等に関する規格の制定に關すること。

十 裝備品等の研究開発に關連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に關すること。

十一 防衛裝備庁の所掌事務に係る国際協力に關する事務のうち科学技術に係るものの総括に關すること。

十二 航空裝備研究所、陸上裝備研究所、艦艇裝備研究所、電子裝備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に關すること。

(調達管理部の所掌事務)

第七百七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 裝備品等及び役務の調達に關する制度及び基本的な政策の企画及び立案に關すること。

二 裝備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に關すること。

三 裝備品等及び役務の調達に關する業務の総括に關すること  
(調達事業部の所掌に属するものを除く。)

四 裝備品等及び役務の調達に關する業務に伴う苦情の処理に關すること。

五 裝備品等の標準化の促進に關すること。

六 裝備品等及び役務の調達に關する予定価格の作成に關し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に關すること。

七 裝備品等及び役務の調達に關し必要な企業の調査の実施に

(新設)

関すること。

(調達事業部の所掌事務)

第一百七十七条 調達事業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
- 二 装備品等及び役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 装備品等及び役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 装備品等及び役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 装備品等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。
- 六 装備品等及び役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。
- 七 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)
- 八 装備品等及び役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 装備品等及び役務に関し、地方防衛局が行う検査(監督を含む。以下同じ。)その他の契約の履行に関する業務(契約の履行の促進に関する業務を除く。以下「検査等」という。の総括に関すること)。
- 十 装備品等及び役務の検査の実施に関すること。
- 十一 装備品等の調達品の品質試験に関すること。

(新設)

(装備官及び審議官)

第百七十八条 長官官房に、装備官四人及び審議官一人を置く。

2 装備官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項（装備品等の開発その他の装備品等及び役務に関する専門的かつ技術的なものに限る。）についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官)

第百七十九条 プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官二人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括官二人を置く。

2 プロジェクト管理総括官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 革新技術戦略官は、命を受けて、技術戦略部の所掌事務に関する革新的な技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

4 調達総括官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

## 第二款 課の設置等

(新設)

(新設)

(新設)

第一目 長官官房

(長官官房に置く課長に準ずる職)

第一百八十条 長官官房に、総務官一人、人事官一人、会計官一人、監察監査・評価官一人、装備開発官四人及び艦船設計官一人を置く。

(総務官の職務)

第一百八十一条 総務官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関する事。
- 三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 五 防衛装備庁の保有する情報の公開に関する事。
- 六 防衛装備庁の保有する個人情報保護に関する事。
- 七 防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 八 防衛装備庁の機構及び定員に関する事。
- 九 防衛装備庁の事務能力の増進に関する事。
- 十 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十一 防衛装備庁の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事。
- 十二 広報に関する事。
- 十三 渉外に関する事。
- 十四 防衛装備庁の所掌事務に関する官報掲載に関する事。
- 十五 防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事。

(新設)

(新設)

(新設)

十六 前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(人事官の職務)

第百八十二条 人事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関する事。
- 二 礼式、表彰及び服制に関する事。
- 三 防衛装備庁の職員の補充に関する事。
- 四 防衛装備庁の職員の福利厚生に関する事。
- 五 防衛装備庁の職員に貸与する宿舎に関する事。
- 六 恩給に関する連絡事務に関する事。
- 七 防衛装備庁の職員の教育訓練に関する事。
- 八 防衛装備庁の職員の保健衛生に関する事。

(会計官の職務)

第百八十三条 会計官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関する事(監察監査・評価官の所掌に属するものを除く。)
- 二 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関する事。
- 三 防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事(技術戦略部の所掌に属するものを除く。)
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関する事。

(新設)

(新設)

すること。

五 防衛装備庁所属の建築物の営繕に関すること。

(監察監査・評価官の職務)

第百八十四条 監察監査・評価官は、次に掲げる事務をつかさど

る。

一 防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。

二 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算(会計官の所掌に属するものを除く。)及び会計の監査に関すること。

三 装備品等及び役務の調達に関する審査に関すること。

四 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務(防衛装備庁の所掌に属するものに限る。)の監査に関すること。

五 防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

六 防衛調達審議会の庶務に関すること。

(装備開発官の職務)

第百八十五条 装備開発官は、命を受けて、装備品等(船舶を除く。)の考案及び試作に関する事務を分掌する。

(新設)

(艦船設計官の職務)

第百八十六条 艦船設計官は、船舶の考案及び設計に関する事務をつかさどる。

(新設)

第二目 装備政策部

(新設)

(装備政策部に置く課等)

第一百八十七条 装備政策部に、次の二課及び装備制度管理官一人を置く。

装備政策課

国際装備課

(装備政策課の所掌事務)

第一百八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 装備政策部の所掌事務に必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、装備政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国際装備課の所掌事務)

第一百八十九条 国際装備課は、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(装備制度管理官の職務)

第一百九十条 装備制度管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 秘密の保全に関すること。

第三目 プロジェクト管理部

(プロジェクト管理部に置く課長に準ずる職)

第百九十一条 プロジェクト管理部に、事業計画官一人、統合装備計画官一人、事業監理官三人及び装備技術官三人を置く。

(新設)

(事業計画官の職務)

第百九十二条 事業計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

- 一 プロジェクト管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 プロジェクト管理に関する制度に関すること。
- 三 プロジェクト管理に関する研究改善に関すること。
- 四 前号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務に必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(統合装備計画官の職務)

第百九十三条 統合装備計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

- 一 プロジェクト管理(誘導武器及びこれに付随する器材その他陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち二以上の自

(新設)

衛隊において共通して使用される装備品等に係るものに限る。  
。）の実施に関すること（事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。）。

二 プロジェクト管理の実施に関する事務の総括に関すること。

（事業監理官の職務）

第百九十四条 事業監理官は、命を受けて、プロジェクト管理（前条第一号に規定するものを除く。）の実施に関する事務（事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（装備技術官の職務）

第百九十五条 装備技術官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に係る技術に関する事務を分掌する。

第四目 技術戦略部

（技術戦略部に置く課等）

第百九十六条 技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人及び技術振興官一人を置く。

（技術戦略課の所掌事務）

第百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 技術戦略部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

に關すること。

三 防衛裝備庁の所掌事務に係る科学技術に關する制度及び総合的な政策の企画及び立案に關すること（技術振興官の所掌に屬するものを除く。）。

四 技術戰略部の所掌事務に係る制度に關する事務の總括に關すること。

五 防衛裝備庁の所掌事務に係る科学技術に關する資料及び情報の収集、整理及び分析に關すること。

六 防衛裝備庁の所掌事務に係る国際協力に關する事務のうち科学技術に係るものの總括に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、技術戰略部の所掌事務で他の所掌に屬しないものに関する事。

（技術計画官の職務）

第九十八條 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 裝備品等の研究開発に關する制度の企画及び立案に關する事。

二 裝備品等の研究開発に關する計画の作成及び管理に關する事。

三 裝備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機關その他の機關に對する専門的かつ技術的な協力及び助言に關すること。

四 裝備品等の研究開発の評価に關すること。

五 裝備品等の研究開発に關する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に關すること。

六 航空裝備研究所、陸上裝備研究所、艦艇裝備研究所、電子

（新設）

装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

(技術振興官の職務)

第百九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術の振興に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。
- 三 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
- 四 装備品等に関する規格の制定に関すること。
- 五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報に関する管理及び提供に関すること。

第五目 調達管理部

(調達管理部に置く課等)

第二百条 調達管理部に、調達企画課並びに原価管理官一人及び企業調査官一人を置く。

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。

四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること  
(調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。)

五 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。

六 装備品等の標準化の促進に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(原価管理官の職務)

第二百二条 原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(企業調査官の所掌に属するものを除く。)

二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括に関すること。

三 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に關し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。

(企業調査官の職務)

第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

- 一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に關し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する検査その他の契約の履行（契約の履行の促進に関することを除く。）に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する検査等の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

第六目 調達事業部

（調達事業部に置く課長に準ずる職）

第二百四条 調達事業部に、需品調達官一人、武器調達官一人、電子音響調達官一人、艦船調達官一人、通信電気調達官一人、航空機調達官一人及び輸入調達官一人を置く。

（新設）

（需品調達官の職務）

第二百五条 需品調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

- 一 調達事業部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 食糧その他の需品、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれら

（新設）

- に付随する器材（以下この条において「需品等」という。）並びに需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する業態調査に関すること。
- 三 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 四 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 五 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 六 需品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 七 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 八 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 九 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 十 需品等及び需品等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十一 需品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。
- 十二 需品等の調達品の品質試験に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、調達事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(武器調達官の職務)

第二百六条 武器調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）並びに武器等に関する役務に関する業態調査に関する事。

二 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関する事。

三 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関する事。

四 武器等及び武器等に関する役務に関する契約に伴う証明に関する事。

五 武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関する事。

六 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関する事。

七 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する事（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関する事。

九 武器等及び武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う

(新設)

検査等の総括に関すること。

十 武器等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 武器等の調達品の品質試験に関すること。

(電子音響調達官の職務)

第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 電波器材、磁気器材、音響器材、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する業務に関する業態調査に関すること。

二 電波器材等及び電波器材等に関する業務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 電波器材等及び電波器材等に関する業務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 電波器材等及び電波器材等に関する業務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 電波器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 電波器材等及び電波器材等に関する業務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 電波器材等及び電波器材等に関する業務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 電波器材等及び電波器材等に関する業務の調達に関する業

(新設)

務の連絡調整に関すること。

九 電波器材等及び電波器材等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 電波器材等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 電波器材等の調達品の品質試験に関すること。

(艦船調達官の職務)

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 船舶等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する業務の連絡

(新設)

調整に関すること。

九 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 船舶等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 船舶等の調達品の品質試験に関すること。

(通信電気調達官の職務)

第二百九条 通信電気調達官は、次に掲げる事務(需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材(以下この条において「通信器材等」という。)並びに通信器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。

二 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 通信器材等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

六 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

(新設)

七 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 通信器材等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 通信器材等の調達品の品質試験に関すること。

（航空機調達官の職務）

第二百十條 航空機調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）並びに航空機等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 航空機等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する仕様書

（新設）

(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

七 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

八 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 航空機等及び航空機等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 航空機等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 航空機等の調達品の品質試験に関すること。

(輸入調達官の職務)

第二百十一条 輸入調達官は、装備品等及び役務の外国からの調達

(相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものにあつては、有償で供与を受けるもの(以下この条において「有償援助調達」という。)に限る。)

(並びに装備品等の輸入に伴う役務(同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものを除く。)の調達に関する次に掲げる事務(有償援助調達にあつては、第一号から第四号まで、第七号及び第十号に掲げるものに限る。))をつかさどる。

一 業態調査に関すること。

二 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 契約の履行の促進に関すること。

四 契約に伴う証明に関すること。

五 仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関する

(新設)

こと。

六 仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 連絡調整に関すること。

九 地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 検査の実施に関すること。

十一 品質試験に関すること。

### 第三節 審議会等

#### （防衛調達審議会）

第二百二十二条 防衛装備庁に、防衛調達審議会を置く。

2 防衛調達審議会は、防衛調達（装備品等及び役務の調達をいう。以下この項において同じ。）に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、防衛装備庁長官に対して意見を述べる。

3 前項に定めるもののほか、防衛調達審議会に関し必要な事項については、防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）の定めるところによる。

### 第四節 施設等機関

#### （設置）

（新設）

（新設）

（新設）

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所

陸上装備研究所

艦艇装備研究所

電子装備研究所

先進技術推進センター

札幌試験場

下北試験場

岐阜試験場

(新設)

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並び

に誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関

する資料の作成に関する業務(陸上装備研究所及び先進技術推

進センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2 防衛大臣は、航空装備研究所の所掌業務の一部を分掌させる

ため、所要の地に、航空装備研究所の支所を設けることができ

る。

3 航空装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置

、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(陸上装備研究所)

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる

。

一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器に

ついで考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の

(新設)

(新設)

作成に關すること（先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）。

- 2 | 二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に關する資料の作成に關すること。  
陸上装備研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（艦艇装備研究所）

- 第二百六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に關する資料の作成に關する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 2 | 防衛大臣は、艦艇装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、艦艇装備研究所の支所を設けることができる。

- 3 | 艦艇装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

（電子装備研究所）

- 第二百七条 電子装備研究所は、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に關する資料の作成に關する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に關する数理研究に關する業務をつかさどる。

- 2 | 防衛大臣は、電子装備研究所の所掌業務の一部を分掌させる

（新設）

（新設）

ため、所要の地に、電子装備研究所の支所を設けることができる。

3 電子装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(先進技術推進センター)

第二百十八条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

一 シミュレーション技術(装備品等に共通して必要とされるものに限る。)、ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。

四 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

五 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。

2 先進技術推進センターの位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例)

第二百十九条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣

(新設)

(新設)

の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び電子装備研究所（以下この条において「研究所」という。）に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

（札幌試験場）

第二百二十条 札幌試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 走行その他の方法による寒冷地、積雪地及びぬかるみにおける車両その他の装備品等の性能に関する試験を行うこと。
- 二 航空機用原動機及び誘導武器用原動機の性能に関する試験を行うこと。
- 三 航空機及び誘導武器の機体並びに弾火薬類の空気力学試験を行うこと。

2 札幌試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（下北試験場）

第二百二十一条 下北試験場は、射撃その他火薬類を使用する方法による火器及び弾火薬類の性能に関する試験を行うことをつかさどる。

2 下北試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（岐阜試験場）

第二百二十二条 岐阜試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 航空機及び航空機用機器の性能に関する試験（札幌試験場の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

（新設）

（新設）

（新設）

二 航空機を使用して行う航空機搭載誘導武器の性能に関する試験を行うこと。

2 岐阜試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

### 第三章 補則

#### (所掌事務の特例)

第二百二十三條 法第二百二十二條第九号及び第二十三條第八号に掲げる事務並びに法第二十四條の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。

(身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等)

第二百二十四條 法第四十一條に規定する政令で定める合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2 法第四十一條に規定する政令で定める職員は、地方協力局労務管理課に勤務する職員とする。

#### (防衛大臣の定めへの委任)

第二百二十五條 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び防衛監察本部

### 第七章 補則

#### (所掌事務の特例)

第二百十五條 法第二百二十二條第八号及び第二十三條第八号に掲げる事務並びに法第二十四條の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、開発官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。

(身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等)

第二百十六條 法第三十九條に規定する政令で定める合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2 法第三十九條に規定する政令で定める職員は、地方協力局労務管理課に勤務する職員とする。

#### (防衛大臣の定めへの委任)

第二百十七條 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、技術研究本部、技

の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附則

1・2 (略)

(地方協力局の所掌事務の特例)

3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

4・5 (略)

(大臣官房会計課の所掌事務の特例)

6 大臣官房会計課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定による交付金の交付に関する事務をつかさどる。

(防衛政策局防衛政策課の所掌事務についての読替え)

術研究本部の試験場、装備施設本部及び防衛監察本部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附則

1・2 (略)

(地方協力局の所掌事務の特例)

3 地方協力局は、第九条の二各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

4・5 (略)

(新設)

(防衛政策局防衛政策課の所掌事務についての読替え)

7 | 防衛政策局防衛政策課の所掌事務については、当分の間、第十九条第二号中「及び他課」とあるのは、「並びに地方協力局及び他課」とする。

8 | (防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務についての読替え)  
防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務については、当分の間、第二十一条中「事務」とあるのは、「事務(地方協力局の所掌に属するものを除く。)」とする。

(削る)

9 | (地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例)  
地方協力局地方協力企画課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
(略)	(略)

10 | (地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例)  
地方協力局周辺環境整備課は、第四十三条各号に掲げる事務

6 | 防衛政策局防衛政策課の所掌事務については、当分の間、第十六条第二号中「日米防衛協力課」とあるのは、「地方協力局、日米防衛協力課」とする。

7 | (防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務についての読替え)  
防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務については、当分の間、第十七条中「事務」とあるのは、「事務(地方協力局の所掌に属するものを除く。)」とする。

(経理装備局会計課の所掌事務の特例)

8 | 経理装備局会計課は、第三十一条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定による交付金の交付に関する事務をつかさどる。

9 | (地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例)  
地方協力局地方協力企画課は、第四十二条の三各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
(略)	(略)

10 | (地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例)  
地方協力局周辺環境整備課は、第四十二条の五各号に掲げる

のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
(略)	(略)

(地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)

11 地方協力局施設管理課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
(略)	(略)

(地方協力局労務管理課の所掌事務の特例)

12 地方協力局労務管理課は、第四十八条に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

(地方協力局沖縄調整官の職務の特例)

13 地方協力局沖縄調整官は、第四十九条に規定する事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
(略)	(略)

(地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)

11 地方協力局施設管理課は、第四十二条の八各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
(略)	(略)

(地方協力局労務管理課の所掌事務の特例)

12 地方協力局労務管理課は、第四十二条の十に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

(地方協力局沖縄調整官の職務の特例)

13 地方協力局沖縄調整官は、第四十二条の十一に規定する事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（自衛隊から除かれる機関等）</p> <p>第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛装備庁の合議制の機関は、防衛調達審議会とする。</p> <p>（表彰を受ける機関）</p> <p>第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項及び第五項において「防衛大学校等」という。）とする。</p> <p>（表彰の種類）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状、第四級賞状及び第五級賞状とし、防衛大学校等、法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは</p>	<p>（自衛隊から除かれる機関等）</p> <p>第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（表彰を受ける機関）</p> <p>第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項及び第五項において「防衛大学校等」という。）とする。</p> <p>（表彰の種類）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状、第四級賞状及び第五級賞状とし、防衛大学校等又は法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは</p>

は機関又は防衛装備庁の施設等機関で、功績があつたものに対して授与する。

5・6 (略)

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

名称 (略)	位置 (略)	所掌事務 (略)

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称 (略)	位置 (略)	所掌事務 (略)

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

くは機関で、功績があつたものに対して授与する。

5・6 (略)

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

名称 (略)	位置 (略)	所掌事務 (略)

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

名称 (略)	位置 (略)	所掌事務 (略)

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

名称 (略)	位置 (略)	所掌事務 (略)
-----------	-----------	-------------

(事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職)

第五十一条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 (略)
- 二 施設監
- 三 (略)
- 四 防衛省本省の審議官
- 五 防衛技監
- 六 装備官
- 七 防衛装備庁の審議官

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 〓三 (略)
  - 四 施設整備官
  - 五 提供施設計画官
  - 六 施設技術管理官
  - 七 服務管理官
  - 八 衛生官
- (削る)

名称 (略)	位置 (略)	所掌事務 (略)
-----------	-----------	-------------

(事務次官、防衛審議官、官房長、局長又は次長の官職に準ずる官職)

第五十一条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 (略)
  - 二 技術監
  - 三 (略)
  - 四 審議官
- (新設)  
(新設)  
(新設)

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 〓三 (略)
  - 四 服務管理官
  - 五 衛生官
  - 六 技術計画官
- (新設)  
(新設)  
(新設)

(削る)

九 沖繩調整官

十 調達官

十一 プロジェクト管理総括官

十二 革新技術戦略官

十三 調達総括官

十四 総務官

十五 人事官

十六 会計官

十七 監察監査・評価官

十八 装備開発官

十九 艦船設計官

二十 装備制度管理官

二十一 事業計画官

二十二 統合装備計画官

二十三 事業監理官

二十四 装備技術官

二十五 技術計画官

二十六 技術振興官

二十七 原価管理官

二十八 企業調査官

二十九 需品調達官

三十 武器調達官

三十一 電子音響調達官

三十二 艦船調達官

三十三 通信電気調達官

七 施設技術官

八 沖繩調整官

九 調達官

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三十四 航空機調達官

三十五 輸入調達官

三十六 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

(管理職への任用の状況の報告)

第五十一条の八 (略)

2 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、内閣総理大臣から管理職（法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職をいう。次条第二項第三号において同じ。）への任用の状況に關し法第三十一条の五第一項の規定により報告の求めがあつたときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

(人事に関する情報の管理)

第五十一条の九 内閣総理大臣が、防衛大臣又は防衛装備庁長官に對し、法第三十一条の六第一項の規定により人事に關する情報の提供を求める場合には、書面をもつて行うものとする。

2・3 (略)

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一〇三 (略)

(削る)

四 防衛監察監 六十二年

(新設)

(新設)

十 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

(管理職への任用の状況の報告)

第五十一条の八 (略)

2 防衛大臣は、内閣総理大臣から管理職（法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職をいう。次条第二項第三号において同じ。）への任用の状況に關し法第三十一条の五第一項の規定により報告の求めがあつたときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

(人事に関する情報の管理)

第五十一条の九 内閣総理大臣が、防衛大臣に對し、法第三十一条の六第一項の規定により人事に關する情報の提供を求める場合には、書面をもつて行うものとする。

2・3 (略)

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一〇三 (略)

四 技術研究本部長 六十五年

五 防衛監察監 六十二年

- 五 防衛装備庁長官 六十二年
- 六 防衛技監 六十二年

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 (略)

2 隊員の他の官職への異動(法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。)は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣(防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員を除く。))にあつては、防衛装備庁長官)の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

(局等組織)

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

(削る)

(削る)

- 七 防衛監察本部
- 八 地方防衛局
- 九 防衛装備庁

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者)

(新設)

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 (略)

2 隊員の他の官職への異動(法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。)は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

(局等組織)

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 技術研究本部

八 装備施設本部

九 防衛監察本部

十 地方防衛局

(新設)

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者)

第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部に置かれる部の部長若しくは課長の職又は前条に規定する職（第三号において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職が置かれている場合 当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二・三 (略)

(事務次官、防衛省本省の局長又は防衛装備庁長官の職に準ずる職)

第八十七条の十六 法第六十五条の四第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(削る)

(削る)

七 防衛監察監

八 防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政

令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第 号）第

一条の規定による改正前の防衛省組織令（昭和二十九年政令

第七十九号。以下この号において「旧防衛省組織令」とい

う。）第五百五十六条第一項に規定する技術研究本部長及び旧

防衛省組織令第八十三条第一項に規定する装備施設本部長

第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に防衛省の内部部に置かれる部の部長若しくは課長の職又は前条に規定する職（第三号において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職が置かれている場合 当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二・三 (略)

(事務次官又は局長の職に準ずる職)

第八十七条の十六 法第六十五条の四第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 技術研究本部長

八 装備施設本部長

九 防衛監察監

(新設)

(防衛省又は防衛装備庁への権利行使等に類する場合)

第八十七条の十八 法第六十五条の四第五項第二号に規定する政令で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分についての権限を有する防衛省又は防衛装備庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)又はこれに基づく命令により防衛省本省若しくは防衛装備庁に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四 (略)

第八十七条の三十六 (略)

2 次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。

一 (略)

二 法第六十五条の四第二項に規定する防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職として第八十七条の十四に規定するものに就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十五に規定するもの

(防衛省への権利行使等に類する場合)

第八十七条の十八 法第六十五条の四第五項第二号に規定する政令で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分についての権限を有する防衛省に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)又はこれに基づく命令により防衛省に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四 (略)

第八十七条の三十六 (略)

2 次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。

一 (略)

二 法第六十五条の四第二項に規定する防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職として第八十七条の十四に規定するものに就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十五に規定するもの

附 則

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

附 則

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

改 正 案	現 行
<p>（利害関係者）</p> <p>第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣又は防衛装備庁長官が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をずる事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（禁止行為の例外）</p> <p>第四条 （略）</p>	<p>（利害関係者）</p> <p>第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をずる事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（禁止行為の例外）</p> <p>第四条 （略）</p>

2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第二十四条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 (略)

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 (略)

二 防衛省本省若しくは防衛装備庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省本省及び防衛装備庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 (略)

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令（訓令を

2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第十三条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 (略)

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 (略)

二 防衛省又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 (略)

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他防衛省において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令（訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚

含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 (略)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁との関係

三 五 (略)

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛装備庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 法第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 (略)

偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 (略)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と防衛省との関係

三 五 (略)

(報告書等の送付期限)

第十二条 (新設)

法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 (略)

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣又は防衛装備庁長官が指定する場所でこれを行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に關し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣又は防衛装備庁長官が定めるものとする。

(防衛大臣及び防衛装備庁長官の責務)

第十四条 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 五 (略)

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員からの第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に關し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣又は防衛装備庁長官を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 (略)

2 倫理監督官は、その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせるこ

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣が指定する場所でこれを行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に關し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣が定めるものとする。

(防衛大臣の責務)

第十四条 防衛大臣は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 五 (略)

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 自衛隊員からの第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に關し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 (略)

2 倫理監督官は、自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

とがとける。

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 事務官等のうち、防衛装備庁の施設等機関又は防衛省本省（以下「本省」という。）の内部部局及び機関、自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の部隊及び機関並びに防衛装備庁の内部部局の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者（教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。</p> <p>8・9（略）</p> <p>10 事務官等のうち、第八項に規定する医療施設、本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊の部隊若しくは機関又は地方防衛局に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師である者（自衛隊教官俸給表又は教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)を適用する。</p> <p>11（略）</p> <p>12 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛審議官、防衛大学校の</p>	<p>（事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 事務官等のうち、技術研究本部又は防衛省の内部部局及び技術研究本部以外の機関並びに自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の部隊及び機関の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者（教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。</p> <p>8・9（略）</p> <p>10 事務官等のうち、第八項に規定する医療施設、防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊の部隊若しくは機関又は地方防衛局に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師である者（自衛隊教官俸給表又は教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)を適用する。</p> <p>11（略）</p> <p>12 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛審議官、防衛大学校の</p>

長、防衛医科大学校の長、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛省令で定める書記官その他の官職を占める者については、指定職俸給表を適用する。

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一 (略)

二 職員の意に反してされた免職又は停職の処分が取り消された場合において、その取消に係る免職又は停職のために勤務しなかつた日

三 職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため防衛大臣又はその委任を受けた者(防衛装備庁の職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。))にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

(本府省業務調整手当)

第八条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の三第一項第一号に規定する政令で定める国の行政組織の内部部局は本省の内部部局(地方協力局労務管理課を除く。)及び防衛装備庁の内部部局とし、同号に規定する政令で定める業務は一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

2 5 (略)

長、防衛医科大学校の長、技術研究本部長、装備施設本部長、防衛監察監及び防衛省令で定める書記官その他の官職を占める者については、指定職俸給表を適用する。

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一 (略)

二 職員の意に反してされた免職又は停職の処分が取り消された場合において、その取消に係る免職又は停職のために勤務しなかつた日

三 職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため防衛大臣又はその委任を受けた者から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

(本府省業務調整手当)

第八条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の三第一項第一号に規定する政令で定める国の行政組織の内部部局は防衛省内部部局(地方協力局労務管理課を除く。)とし、同号に規定する政令で定める業務は一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

2 5 (略)

(食事の無料支給)

第十四条 (略)

- 2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。
  - 一 五の二 (略)
  - 六 本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合
- 3・4 (略)

(療養の給付)

第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所
- 四・五 (略)
- 2 3 6 (略)

別表第三(第八条の三関係)

組織の区分	官職	種別
	官房長 局長 局次長	

(食事の無料支給)

第十四条 (略)

- 2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。
  - 一 五の二 (略)
  - 六 防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合
- 3・4 (略)

(療養の給付)

第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所
- 四・五 (略)
- 2 3 6 (略)

別表第三(第八条の三関係)

組織の区分	官職	種別
	官房長 局長 局次長	

<p>統合幕僚監部</p>	<p>本省内部部局</p>
<p>統合幕僚副長          総括官          部長          副部長          課長          参事官          報道官          首席法務官</p>	<p>衛生監          施設監          報道官          審議官          米軍再編調整官          参事官          課長          訟務管理官          施設整備官          提供施設計画官          施設技術管理官          服務管理官          衛生官          沖繩調整官          調達官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>

<p>統合幕僚監部</p>	<p>防衛省内部部局</p>
<p>統合幕僚副長          部長          副部長          課長          報道官          首席法務官</p>	<p>衛生監          技術監          報道官          審議官          米軍再編調整官          参事官          課長          訟務管理官          服務管理官          衛生官          技術計画官          施設技術官          沖繩調整官          調達官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>

	(削る)		陸上幕僚監部	
(削る)	(削る)		陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官	首席後方補給官 統合幕僚学校長
(削る)	(削る)		一種	

	技術研究本部内部部局		陸上幕僚監部	
副技術開発官	課長 計画官 部長 技術開発官 研究開発評価官 副本部長		陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官 開発官	首席後方補給官 統合幕僚学校長
二種 防衛大 臣の定 める者 にあつ ては、	一種		一種	

	地方防衛局	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
人事官 総務官 調達総括官 革新技術戦略官 プロジェクト管理総括官 審議官 装備官 部長 防衛技監	次長 地方防衛局長	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	一種	(略)		(削る)	(削る)	(削る)	

	地方防衛局	(略)	装備施設本部	技術研究本部の試験場	先進技術推進センター	技術研究本部の研究所	
	次長 地方防衛局長	(略)	課長 副本部長 技術調査官	試験場長	所長	研究所長	
	一種	(略)	一種	二種	一種	一種	一種

本省内部部局、防衛大 学校、防衛医科大学 、防衛研究所、統合幕	防衛装備庁内部部局	
防衛大臣の定める官職	装備開発官	会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備制度管理官 事業計画官 統合装備計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官
防衛大 臣の定 める種	二種	一種

防衛省内部部局、防衛 大学校、防衛医科大学 校、防衛研究所、統合	(新設)	
防衛大臣の定める官職	(新設)	
防衛大 臣の定 める種	(新設)	

備考 (略)	僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁	別

別表第六（第十条、第十条の二関係）

備考 (略)	官署 (略)	級別区分 (略)
	自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するもの	

備考 (略)	幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部並びに地方防衛局	別

別表第六（第十条、第十条の二関係）

備考 (略)	官署 (略)	級別区分 (略)
	自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）で防衛大臣の指定するもの	

○ 航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国有試験研究施設の範囲）</p> <p>第一条 航空機工業振興法（以下「法」という。）第十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。</p> <p>一 防衛装備庁航空装備研究所</p> <p>二 防衛装備庁陸上装備研究所</p>	<p>（国有試験研究施設の範囲）</p> <p>第一条 航空機工業振興法（以下「法」という。）第十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。</p> <p>一 防衛省技術研究本部航空装備研究所</p> <p>二 防衛省技術研究本部陸上装備研究所</p>

○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百二十一号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
2・3 (略)	合計	二九六、三三二人	二九六、三三二人
	防衛省 (略)	二二、一六一人 (略)	二二、一四六人 (略)
	区分	定員	定員
	備考	備考	備考
<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）                      第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>			
		うち、二二、一三二人は、特別職の定員とする。	うち、二二、一七人は、特別職の定員とする。

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一 大規模な弾薬庫</p> <p>二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第二百十三条に規定する札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）</p> <p>三、四（略）</p>	<p>（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第八十条に規定する試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）</p> <p>三、四（略）</p>

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁</p>
現行	<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁</p>

国土交通省  
観光庁  
気象庁  
海上保安庁  
環境省  
原子力規制委員会  
防衛省  
防衛装備庁

国土交通省  
観光庁  
気象庁  
海上保安庁  
環境省  
原子力規制委員会  
防衛省

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣の期間）</p> <p>第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛大臣又は防衛装備庁長官が定める。ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告）</p> <p>第七条 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、法の施行に必要な限度において、派遣職員に対し、派遣先の機関における勤務条件等について報告を求めることができる。</p>	<p>（派遣の期間）</p> <p>第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛大臣が定める。ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告）</p> <p>第七条 防衛大臣は、法の施行に必要な限度において、派遣職員に対し、派遣先の機関における勤務条件等について報告を求めることができる。</p>

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 防衛装備庁</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十七（略）</p>

○ 防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、防衛装備庁長官が任命する。</p> <p>（庶務） 第七条 審議会の庶務は、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官において処理する。</p>	<p>（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、防衛大臣が任命する。</p> <p>（庶務） 第七条 審議会の庶務は、防衛省経理装備局監査課において処理する。</p>

改正案	現行
<p>第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 交流採用に係る者の国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）における職務内容</p> <p>ハ〜ホ（略）</p> <p>（交流派遣の実施に関する計画）</p> <p>第四条 法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 交流派遣予定職員（任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ト（略）</p>	<p>第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 交流採用に係る者の防衛省における職務内容</p> <p>ハ〜ホ（略）</p> <p>（交流派遣の実施に関する計画）</p> <p>第四条 法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 交流派遣予定職員（任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ト（略）</p>

チ 交流派遣をしようとする日前五年以内において、職員として在職し、又は在職していた国の機関と派遣先予定企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流派遣をしようとする日前五年以内において、交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関の派遣先予定企業に対する法第二十四条第一項において準用する法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下「処分等」という。）に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流派遣をしようとする日前五年以内において、交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関と派遣先予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 交流派遣をしようとする国の機関と派遣先予定企業との間の人事交流の実績

六 (略)

(交流派遣職員の業務の制限)

第九条 法第二十四条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 交流派遣職員がその交流派遣前に職員として在職していた国の機関（以下この条において「派遣前の機関」という。）に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 派遣前の機関との間の契約の締結又は履行に関する業務

三 派遣前の機関の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検

チ 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省と派遣先予定企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省の派遣先予定企業に対する法第二十四条第一項において準用する法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下「処分等」という。）に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省と派遣先予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 防衛省と派遣先予定企業との間の人事交流の実績

六 (略)

(交流派遣職員の業務の制限)

第九条 法第二十四条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 防衛省に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 防衛省との間の契約の締結又は履行に関する業務

三 防衛省の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検査、捜

査、搜索、差押えその他これらに類する行為の対象となる業務

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ ト (略)

チ 交流採用をしようとする日前五年以内において、交流採用予定機関（交流採用をすることを予定している国の機関をいう。以下この条において同じ。）と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流採用をしようとする日前五年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 交流採用予定機関と所属企業との間の人事交流の実績

六 (略)

索、差押えその他これらに類する行為の対象となる業務

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ ト (略)

チ 交流採用をしようとする日前五年以内において、防衛省と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 防衛省の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流採用をしようとする日前五年以内における防衛省と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 防衛省と所属企業との間の人事交流の実績

六 (略)

○ 防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別契約関係がある場合の人事交流の制限）</p> <p>第四条 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちに ずれかの年度において、<u>国の機関</u>（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）と民間企業との間に特別契約関係（一の年度において当該国の機関と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において当該国の機関に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。</p> <p>2 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、<u>交流派遣元機関</u>（当該交流派遣職員が国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下この項及び第十条第二号において「法」という。）第二十 四条第一項において準用する法第七条第一項の規定による交流派遣の際に在職していた国の機関をいう。）と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別契約関係があることとなった場合</p>	<p>（特別契約関係がある場合の人事交流の制限）</p> <p>第四条 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちに ずれかの年度において、<u>防衛省と民間企業との間に特別契約関係</u>（一の年度において防衛省と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において防衛省に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。</p> <p>2 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、<u>防衛省と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別契約関係があることとなった場合には、当該交流派遣を継続することができない。</u></p>

には、当該交流派遣を継続することができない。

3 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において国の機関と民間企業との間に特別契約関係がある場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用されている者については、当該国の機関に交流採用をすることができない。

(契約の締結に携わった職員等に係る人事交流の制限)

第五条 交流派遣をしようとする日前五年以内に、職員として在職し、又は在職していた国の機関と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。

2 交流採用をしようとする日前五年以内に、交流元企業となる民間企業と国の機関との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある者については、当該国の機関に交流採用をすることができない。

(民間企業における業務内容による交流派遣の制限)

第八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業（派遣先企業となる民間企業をいう。以下この項において同じ。）における業務内容が、国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関に限る。）に対する折衝又は当該国の機関からの情報の収集を主として行うものである場合には、当該交流派遣予定職員は、当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容が、国の機関（

3 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において防衛省と民間企業との間に特別契約関係がある場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用されている者については、防衛省に交流採用をすることができない。

(契約の締結に携わった職員等に係る人事交流の制限)

第五条 交流派遣をしようとする日前五年以内に、防衛省と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。

2 交流採用をしようとする日前五年以内に、交流元企業となる民間企業と防衛省との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある者については、防衛省に交流採用をすることができない。

(民間企業における業務内容による交流派遣の制限)

第八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業（派遣先企業となる民間企業をいう。以下この項において同じ。）における業務内容が、防衛省に対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行うものである場合には、当該交流派遣予定職員は、当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容が、防衛省に対

交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣職員が職員として在職していた国の機関に限る。) に対する折衝又は当該国の機関からの情報の収集を主として行うものであることとなった場合には、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することができない。

(民間企業との合意がない場合の交流採用の制限)

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 (略)

二 法第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付(防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号)第十六条に規定するものを除く。)を行わないものとする。

三 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者の離職後交流元企業の地位に就く日から起算して二年間は、当該交流採用職員であつた者を次に掲げる業務に従事させないものとする。

イ 交流採用機関(交流採用職員であつた者が在職していた国の機関をいう。以下この号において同じ。)に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

ロ 交流採用機関との間の契約の締結又は履行に関する業務  
ハ 交流採用機関の当該民間企業に対する法令の規定に基づく

する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行うものであることとなった場合には、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することができない。

(民間企業との合意がない場合の交流採用の制限)

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 (略)

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付(防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号)第十六条に規定するものを除く。)を行わないものとする。

三 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者の離職後交流元企業の地位に就く日から起算して二年間は、当該交流採用職員であつた者を次に掲げる業務に従事させないものとする。

イ 防衛省に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

ロ 防衛省との間の契約の締結又は履行に関する業務  
ハ 防衛省の当該民間企業に対する法令の規定に基づく検査

く検査、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

二 交流採用機関に対する折衝又は交流採用機関からの情報の収集を主として行う業務

四 (略)

、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

二 防衛省に対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行う業務

四 (略)

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）  
 （第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 防衛装備庁</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十 （略）</p>

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第百六条第一項の資格認定審査請求）            第三条（略）            2・3（略）            4 前項の資格認定審査請求があつたときは、同項の陳述を聴取した捕虜資格認定等審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由する場合においては、抑留資格認定官若しくはそのあらかじめ指名する職員又は捕虜収容所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（法第百六条第一項の資格認定審査請求）            第三条（略）            2・3（略）            4 前項の資格認定審査請求があつたときは、同項の陳述を聴取した捕虜資格認定等審査会の庶務を処理する防衛省の職員（法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由する場合においては、抑留資格認定官若しくはそのあらかじめ指名する職員又は捕虜収容所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。</p> <p>5（略）</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td>防衛装備庁航空装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">二</td> <td>防衛装備庁陸上装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">三</td> <td>防衛装備庁艦艇装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">四</td> <td>防衛装備庁電子装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">五</td> <td>防衛装備庁先進技術推進センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">六</td> <td>防衛装備庁札幌試験場</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">七</td> <td>防衛装備庁下北試験場</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">八</td> <td>防衛装備庁岐阜試験場</td> </tr> </table>	四	一	防衛装備庁航空装備研究所		二	防衛装備庁陸上装備研究所		三	防衛装備庁艦艇装備研究所		四	防衛装備庁電子装備研究所		五	防衛装備庁先進技術推進センター		六	防衛装備庁札幌試験場		七	防衛装備庁下北試験場		八	防衛装備庁岐阜試験場
四	一	防衛装備庁航空装備研究所																							
	二	防衛装備庁陸上装備研究所																							
	三	防衛装備庁艦艇装備研究所																							
	四	防衛装備庁電子装備研究所																							
	五	防衛装備庁先進技術推進センター																							
	六	防衛装備庁札幌試験場																							
	七	防衛装備庁下北試験場																							
	八	防衛装備庁岐阜試験場																							
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td>防衛省技術研究本部航空装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">二</td> <td>防衛省技術研究本部陸上装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">三</td> <td>防衛省技術研究本部艦艇装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">四</td> <td>防衛省技術研究本部電子装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">五</td> <td>防衛省技術研究本部先進技術推進センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">六</td> <td>防衛省技術研究本部札幌試験場</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">七</td> <td>防衛省技術研究本部下北試験場</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">八</td> <td>防衛省技術研究本部岐阜試験場</td> </tr> </table>	四	一	防衛省技術研究本部航空装備研究所		二	防衛省技術研究本部陸上装備研究所		三	防衛省技術研究本部艦艇装備研究所		四	防衛省技術研究本部電子装備研究所		五	防衛省技術研究本部先進技術推進センター		六	防衛省技術研究本部札幌試験場		七	防衛省技術研究本部下北試験場		八	防衛省技術研究本部岐阜試験場
四	一	防衛省技術研究本部航空装備研究所																							
	二	防衛省技術研究本部陸上装備研究所																							
	三	防衛省技術研究本部艦艇装備研究所																							
	四	防衛省技術研究本部電子装備研究所																							
	五	防衛省技術研究本部先進技術推進センター																							
	六	防衛省技術研究本部札幌試験場																							
	七	防衛省技術研究本部下北試験場																							
	八	防衛省技術研究本部岐阜試験場																							

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一、二十九（略）</p> <p>三十 防衛装備庁</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一、二十九（略）</p>

改正案	現行
<p>（適格性審査の実施）</p> <p>第三条 適格性審査においては、人事評価（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）<u>第三十一条第三項</u>に規定する人事評価を含む。第三項において同じ。）その他の任命権者（同条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（次条第二項第二号において「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第五条並びに第六条第二項及び第三項において同じ。）から提出された標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。以下この項及び次条において同じ。）を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるところにより、幹部職（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。第十条第三項において同じ。）に属する官職（同法第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力を有することを確認するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>（適格性審査の実施）</p> <p>第三条 適格性審査においては、人事評価（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）<u>第三十一条第二項</u>に規定する人事評価を含む。第三項において同じ。）その他の任命権者（同条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（次条第二項第二号において「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第五条並びに第六条第二項及び第三項において同じ。）から提出された標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。以下この項及び次条において同じ。）を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるところにより、幹部職（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。第十条第三項において同じ。）に属する官職（同法第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力を有することを確認するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣及び防衛装備庁長官にあつては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。</p>	<p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあつては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。</p>